

追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

中央三井 外国株式インデックスファンド

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型投信	海外	株式	インデックス型	その他資産 ((注))	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	なし	その他 (MSCIコクサイ指数 (円ベース))

(注) 投資信託証券 (株式 一般)

商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>でご覧いただけます。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- **ファンドに関する投資信託説明書 (請求目論見書) は委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。**
- 投資信託説明書 (請求目論見書) については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書 (請求目論見書) をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書 (請求目論見書) に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号) に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 本書は、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行う中央三井外国株式インデックスファンドの募集については、発行者である中央三井アセットマネジメント株式会社 (委託会社) は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年5月20日に関東財務局長に提出しており、平成23年5月21日にその届出の効力が生じております。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

中央三井アセットマネジメント株式会社

◆ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長 (金商) 第356号

◆ 設立年月日：昭和61年9月19日

◆ 資本金：3億円 (平成23年5月20日現在)

◆ 運用する投資信託財産の合計純資産総額：2兆3,411億円 (平成23年3月末現在)

照会先

■ お問い合わせ窓口

電話番号：0120-668001 (フリーダイヤル) / 03-5440-0190

(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

■ インターネットホームページ <http://www.cmam.co.jp/>

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

中央三井アセット信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

〈ファンドの目的〉

- 長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

〈ファンドの特色〉

- 日本を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ指数（円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

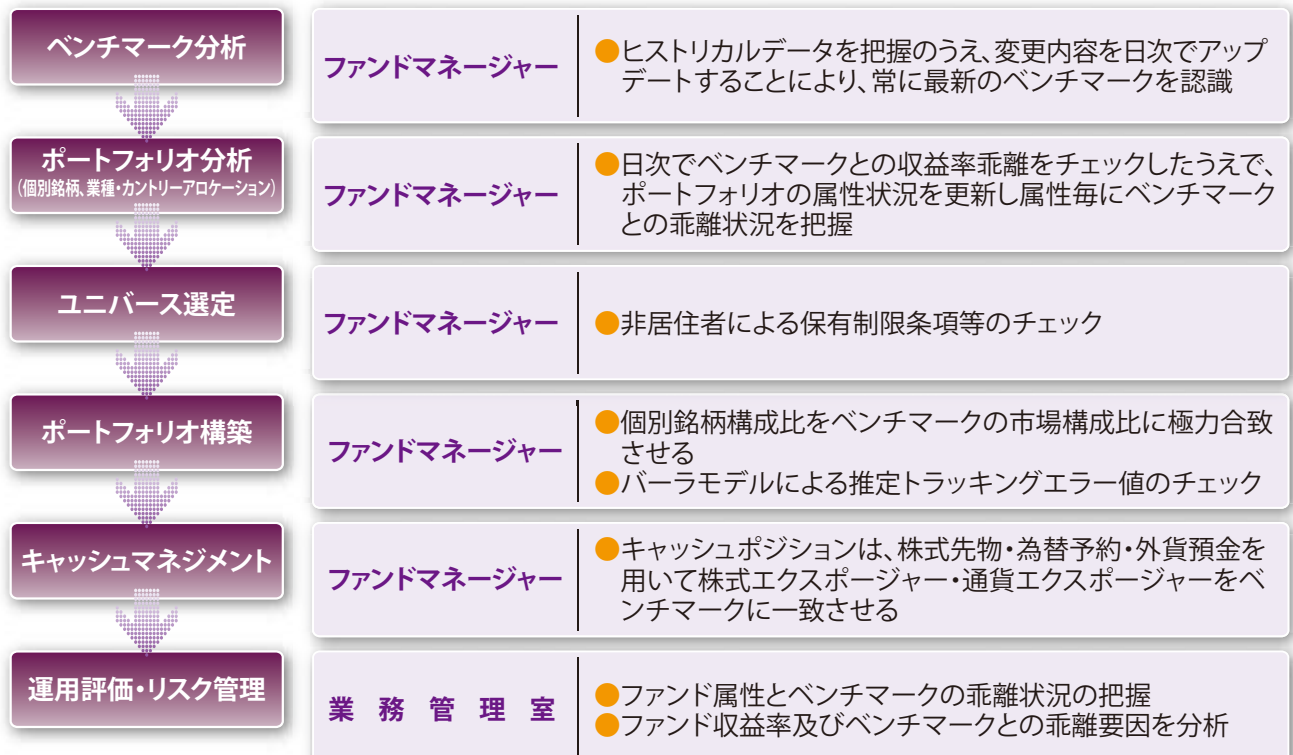
MSCIコクサイ指数とは

MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

マザーファンドのポートフォリオ構築プロセス

ポートフォリオの構築は、ベンチマーク分析、ポートフォリオ分析等の段階を踏んで実施します。

運用に際しては、中央三井アセット信託銀行との投資顧問契約に基づき、中央三井アセット信託銀行の運用部門から投資助言（売買案）の提供を受け活用します。また、運用評価・リスク管理については業務管理室が行います。



● ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



● 主な投資制限

- 株式への投資割合 …………… 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合 …………… 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

● 分配方針

年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額については、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

収益分配金は、税引後自動的にファンドの受益権に再投資されます。

投資リスク

〈基準価額の変動要因〉

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。**
信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。

株価変動 リスク	一般に、企業業績、国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、株価が下落（上昇）した場合には基準価額の下落（上昇）要因となります。
為替変動 リスク	一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となり、強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となります。
信用 リスク	一般に、有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

〈その他の留意点〉

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、ベンチマーク（MSCIコクサイ指数（円ベース））と連動する投資成果を目標として運用を行います。ファンドの基準価額騰落率とベンチマークの騰落率は必ずしも一致しません。

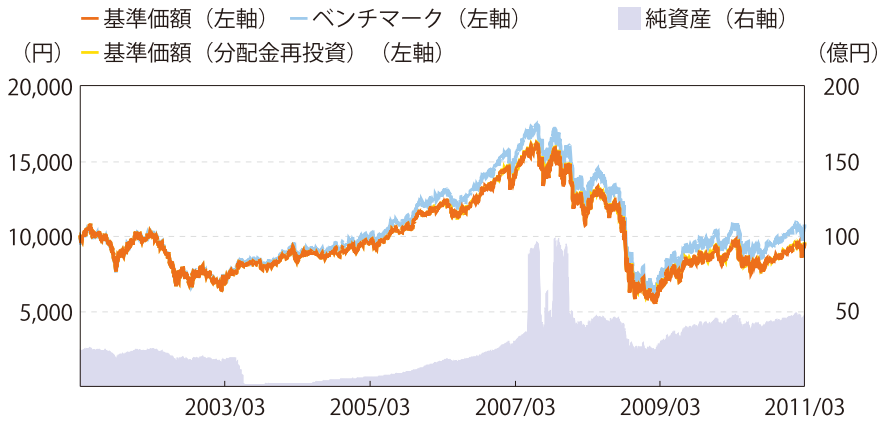
〈リスクの管理体制〉

- 法令諸規則、約款等に定められた運用制限の遵守状況のチェック、リスクのモニタリングは、運用部門から独立した管理部門である業務管理室が日々実施しております。問題が生じた場合は、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用リスク管理委員会に報告する体制となっております。
- パフォーマンス評価等は、業務管理室において行っております。問題が生じた場合は、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

運用実績

2011年3月31日 現在 (基準日)

〈基準価額・純資産の推移〉



・基準価額及び基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後の値です。
 ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして算出した値です。
 ・ベンチマークは、設定日の基準価額に合わせて指数化しています。

〈分配の推移〉

2011年2月	0円
2010年2月	0円
2009年2月	0円
2008年2月	0円
2007年2月	20円
設定来累計	50円

・分配金は1万口当たり、税引前の値です。
 ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

〈主な資産の状況〉

資産別投資比率

資産	比率
株式	96.12%
その他資産	3.88%
合計	100.00%

・比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率をいいます。
 ・ファンドはマザーファンドを組入れますので、実質比率を記載しています。

業種別投資比率

(中央三井外国株式マザーファンド)

業種	比率
エネルギー	12.61%
銀行	8.12%
素材	7.95%
資本財	7.81%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.76%
その他	52.79%
合計	96.04%

・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率をいいます。

国/地域別投資比率(上位)

(中央三井外国株式マザーファンド)

国/地域	比率
アメリカ	51.20%
イギリス	10.08%
カナダ	6.01%
フランス	4.67%
オーストラリア	4.21%
スイス	4.15%

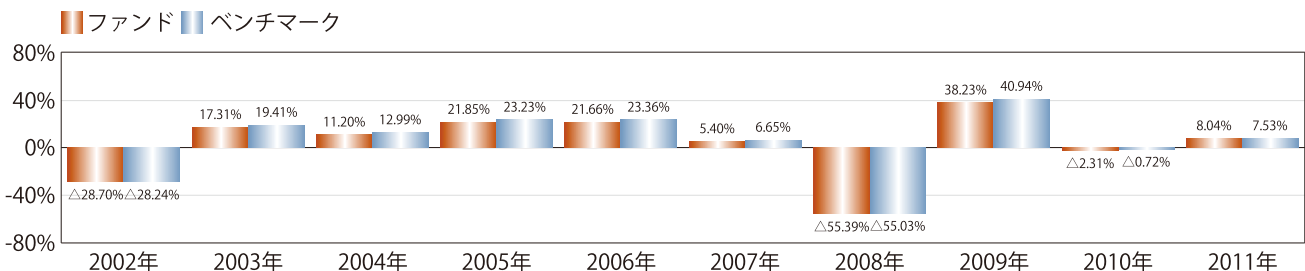
・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該国/地域の評価金額の比率をいいます。

組入上位銘柄(中央三井外国株式マザーファンド)

銘柄名	国	業種	比率
EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	エネルギー	1.79%
APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.35%
CHEVRON CORP	アメリカ	エネルギー	0.92%
GENERAL ELECTRIC	アメリカ	資本財	0.90%
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINE	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.86%
NESTLE SA-REGISTERD	スイス	食品・飲料・タバコ	0.84%
MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.83%
HSBC HLDGS PLC	イギリス	銀行	0.79%
JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	各種金融	0.76%
AT&T INC	アメリカ	電気通信サービス	0.76%
合計			9.81%

・上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。
 ・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

〈年間収益率の推移〉



・年間収益率は[期間中の基準価額増減+分配金(税引前)]/前年末の基準価額で算出しています。
 ・2011年(直近年)は年初から基準日までの分配金(税引前)を含む基準価額の騰落率を表示しています。ベンチマークの騰落率も同様です。
 ・ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しているものであり、ファンドの運用実績ではありません。

- ・運用実績は、ファンドの過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ・最新の運用実績は、表紙に記載の委託会社ホームページでご確認いただけます。

〈お申込みメモ〉

購入単位	販売会社が定める単位とします。 (収益分配金を再投資する場合は1口単位) 詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。 (収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から支払われます。
申込締切時間	営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	平成23年5月21日から平成24年5月21日までの間、毎営業日お申込みいただけます。 (なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
受付不可日	ニューヨーク証券取引所又はロンドン証券取引所が休業日の場合は、購入・換金のお申込みを受付けないものとします。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた購入のお申込みの取消しを行うことがあります。
信託期間	無期限(平成13年2月22日設定)
繰上償還	委託会社は、次のいずれかの事由に該当する場合、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回るようになった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年2月21日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 (収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資がなされる「自動けいぞく投資」専用ファンドです。)
信託金の限度額	上限 3,000億円
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 原則として、分配時の普通分配金並びに換金時及び償還時の差益は課税の対象となります。

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税抜2.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用															
運用管理費用 （信託報酬）	<p>計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.84%（税抜0.8%）を乗じて得た額とします。その配分については、下記をご覧ください。 運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁します。</p> <p>【運用管理費用（信託報酬）の総額及び配分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">総額</th> <th>年率 0.84%</th> <th>（税抜 0.8%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">（配分）</td> <td>委託会社</td> <td>年率 0.399%</td> <td>（税抜 0.38%）</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率 0.3675%</td> <td>（税抜 0.35%）</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率 0.0735%</td> <td>（税抜 0.07%）</td> </tr> </tbody> </table>	総額		年率 0.84%	（税抜 0.8%）	（配分）	委託会社	年率 0.399%	（税抜 0.38%）	販売会社	年率 0.3675%	（税抜 0.35%）	受託会社	年率 0.0735%	（税抜 0.07%）
総額		年率 0.84%	（税抜 0.8%）												
（配分）	委託会社	年率 0.399%	（税抜 0.38%）												
	販売会社	年率 0.3675%	（税抜 0.35%）												
	受託会社	年率 0.0735%	（税抜 0.07%）												
その他の費用・手数料	<p>○以下の費用（消費税等相当額を含みます。）が、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間中、その都度かかります。 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引に要する費用等</p> <p>○信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、信託財産から収受する信託報酬中より委託会社が支弁します。</p> <p>○借入金の利息は、原則として借入金返済時に信託財産中から支弁します。</p> <p>上記の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>														

〈ファンドの税金〉

投資者が負担する税金		
税金は表に記載の時期に適用されます。 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。		
時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記は、平成23年5月20日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更されることがあります。 ・ 法人の場合は上記とは異なります。 ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 		

投資信託説明書(請求目論見書)

2011年5月21日

中央三井 外国株式インデックスファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

中央三井アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

(課税上は株式投資信託として取扱われます)

中央三井外国株式インデックスファンドは、実質的に外国の株式を主要投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式の株価の変動や組入れた株式の発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等のほか、為替相場の変動等により変動しますので、投資元本を割り込むことがあります。

従って、当ファンドは元本保証のある商品ではありません。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

なお、当ファンドは預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。金融商品取引業者以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の対象とはなりません。

ご投資家の皆様におかれましては、投資信託説明書（交付目論見書）も併せてよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

本書「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項本文に規定する投資家から交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書です。

中央三井外国株式インデックスファンドの募集については、発行者である中央三井アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年5月20日に関東財務局長に提出しており、平成23年5月21日にその届出の効力が生じております。

本書は、当ファンドの有価証券届出書の内容（第三部【委託会社等の情報】第2【その他の関係法人の概況】及び第3【その他】を除きます。）を記載した目論見書で、投資家の請求に基づき販売会社を通じてお渡しするものです。

なお、販売会社に「投資信託説明書（請求目論見書）」の交付をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

- | | |
|---------------|--|
| ■ お問い合わせ窓口 | 電話番号 0120-668001（フリーダイヤル）
03-5440-0190 |
| | 受付時間 営業日の午前9時から午後5時まで |
| ■ 委託会社のホームページ | アドレス http://www.cmam.co.jp/ |

発行者名	中央三井アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 山本 聡
本店の所在の場所	東京都港区芝三丁目23番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

【目 次】

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	9
3	投資リスク	19
4	手数料等及び税金	21
5	運用状況	24
第2	管理及び運営	30
1	申込（販売）手続等	30
2	換金（解約）手続等	31
3	資産管理等の概要	32
4	受益者の権利等	35
第3	ファンドの経理状況	37
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	86
第三部	委託会社等の情報	88

約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

中央三井外国株式インデックスファンド（以下「当ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ① 契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ② 1口当たりの元本は1円です。
- ③ 委託会社である中央三井アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ④ 当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。
※「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。
基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、日々の基準価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします（販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.cmam.co.jp/>）でご覧いただけます。
- ② ただし、分配金再投資に関する契約（後記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 (4) その他 ②」をご参照ください。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、後記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (4) 計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(5) 【申込手数料】

- ① お申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税抜※ 2.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。
- ② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

- ③ 償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。（「償還乗換優遇制度」（※））

※「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

- ④ 申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額（※）の中から差引きます。
※お申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を加えた総額をいいます。
- ⑤ 上記①及び③の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

（7）【申込期間】

平成23年5月21日から平成24年5月21日までとします。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（4）分配方針 ③ 収益分配金の再投資等」に規定する収益分配金の再投資をする場合を除き、ニューヨーク証券取引所又はロンドン証券取引所が休業日の場合には、受益権の取得申込みを受付けないものとし、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で所有証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場で所有証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。）をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に所有証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）の詳細につきましては、以下の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電 話：0120-668001（フリーダイヤル）
03-5440-0190

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページ アドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込金額を販売会社に支払うものとします。

継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします。（販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込証拠金

該当事項はありません。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 信託金限度額

上限：3,000億円

③ 基本的性格

当ファンドは、委託会社である中央三井アセットマネジメント株式会社が投資家のために、利殖の目的をもって設定する証券投資信託で、中央三井アセット信託銀行株式会社がその受託会社となることを引受けたものです。

当ファンドは、委託者が受託者に投資信託財産の運用を指図する委託者指図型の追加型証券投資信託で、その商品分類及び属性区分は以下のとおりです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内	株式 債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する商品分類に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

<単位型投信・追加型投信>

- 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

<投資対象地域>

- 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<投資対象資産（収益の源泉）>

- 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<補足分類>

- ・インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			
	年2回	日本			日経225
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX
	年12回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信	日々	中南米	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ			その他 (MSCIコクサイ指数 (円ベース))
		中近東 (中東)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する属性区分に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) にてご確認いただけます。

<投資対象資産>

- ・その他資産（投資信託証券）
…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- ・株式 一般…大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

当ファンドでは株式、債券、不動産投信以外の資産である投資信託証券を主要投資対象とし、当該投資信託証券を通じて株式に投資します。

なお、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）が「株式」であるのに対して、属性区分表の

投資対象資産では「その他資産（投資信託証券）」と異なる区分になっていますが、これは商品分類表では収益の源泉となる資産（実質基準）を記載するのに対して、属性区分表では組入れている資産そのもの（形式基準）を記載することとなっているためです。

<決算頻度>

- ・年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

<投資対象地域>

- ・グローバル（日本を除く）
…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<投資形態>

- ・ファミリーファンド
…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

<為替ヘッジ>

- ・なし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

<インデックスファンドにおける対象インデックス>

- ・その他（MSCI コクサイ指数（円ベース））
…「その他」とは、日経225、TOPIX以外の指数をいいます。
なお、当ファンドの対象インデックスは「MSCI コクサイ指数（円ベース）」です。
※MSCI コクサイ指数は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

④ ファンドの特色

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行い、「MSCI コクサイ指数（円ベース）」と連動する投資成果を目標として運用を行います。

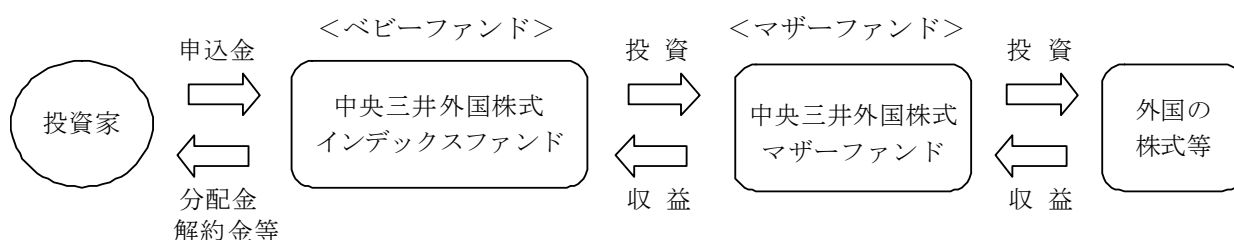
(2) 【ファンドの沿革】

平成13年2月22日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファミリーファンド方式での運用

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（中央三井外国株式インデックスファンド）とし、その資金をマザーファンド（中央三井外国株式マザーファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



② ファンドの関係法人

委託会社 中央三井アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

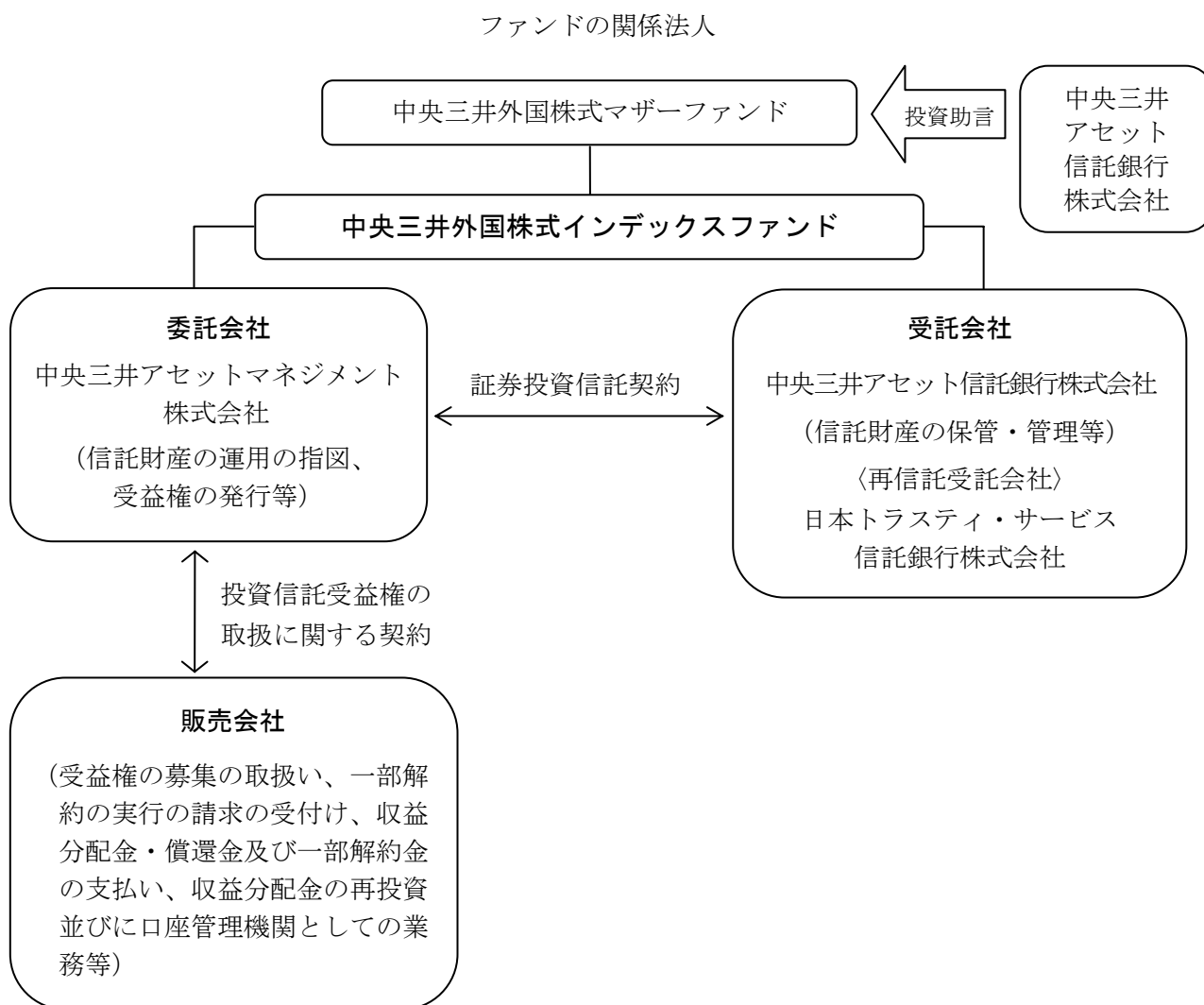
受託会社 中央三井アセット信託銀行株式会社

(再信託受託会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等を行います。



委託会社と関係法人との契約の概要

	概 要
委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、当該信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づいています。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等に係る事務の内容等が定められています。

③ 委託会社の概況

A. 資本金の額：3億円（平成23年5月20日現在）

B. 委託会社の沿革

昭和61年9月19日：三信投資顧問株式会社（三井信託銀行グループの投資顧問会社）として設立

昭和62年9月9日：投資一任業務の認可取得

平成11年7月1日：中信投資顧問株式会社（中央信託銀行グループの投資顧問会社）と合併し
「中央三井アセットマネジメント株式会社」に社名変更

平成12年3月23日：証券投資信託委託業務認可取得

平成19年9月30日：金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

C. 大株主の状況（平成23年5月20日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	5,050株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 運用方針

当ファンドは、わが国を除く世界の主要国の株式等に投資する中央三井外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。なお、株式等に直接投資することもあります。

② 投資態度

- A. 株式への実質投資は、わが国を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCI コクサイ指数（円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- B. 株式の実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。
- C. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、エクスポージャーの調整等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。
- D. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- E. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- F. 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- G. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- H. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- A. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）①J.、K.及びL.に定めるものに限りません。）
 - 3. 金銭債権（上記1.、2.及び下記4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 4. 約束手形（上記1.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- B. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形

② 運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として中央三井アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「中央三井外国株式マザーファンド」の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書
9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1. から11. までの証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1. の証券又は証書並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記1. の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から6. までの証券並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13. の証券及び上記14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 運用指図できる金融商品

A. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

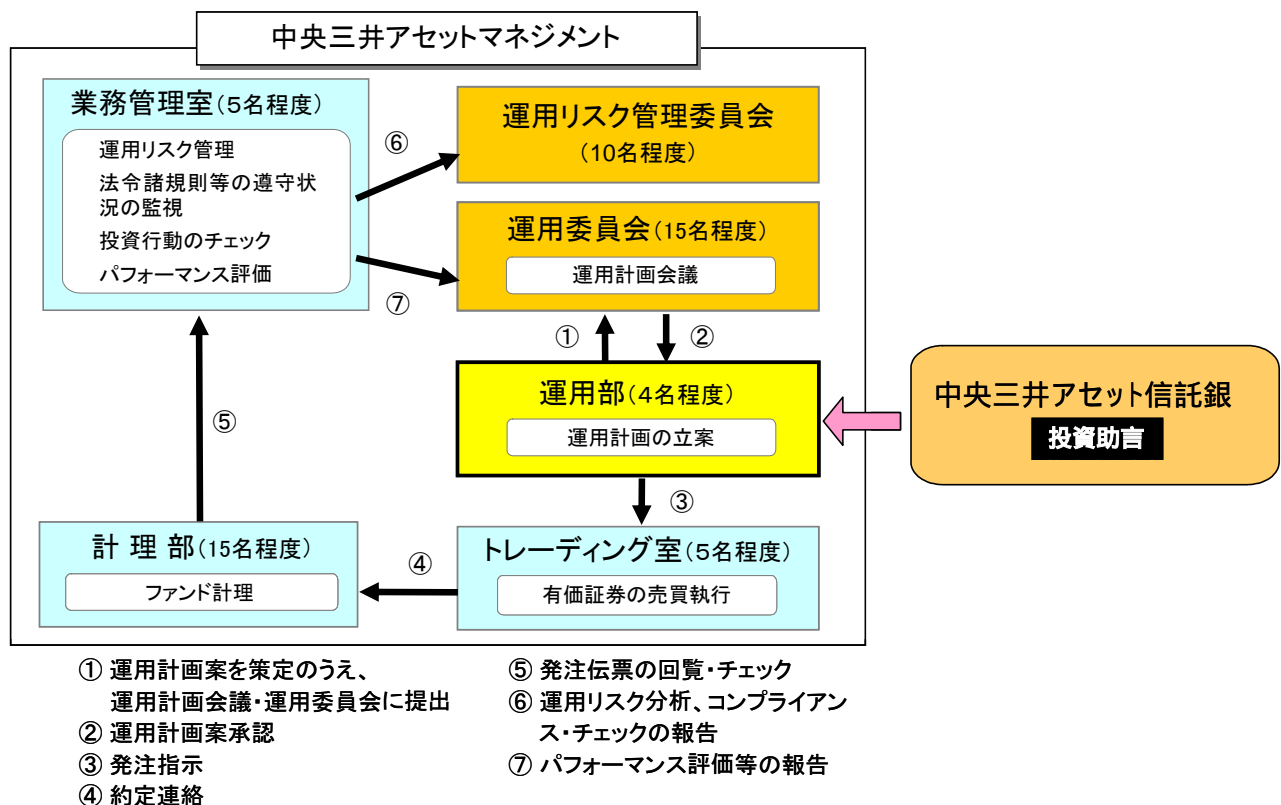
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

B. 金融商品による運用の特例

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記A. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

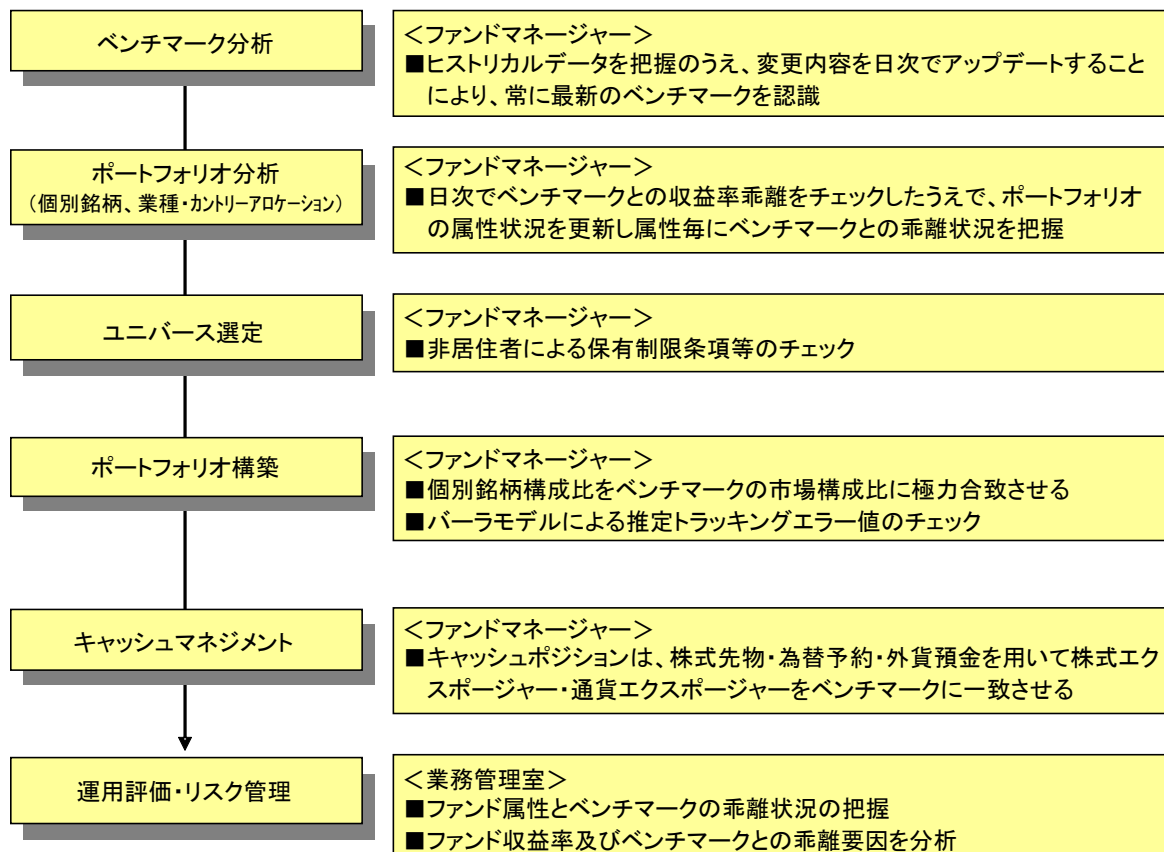
(3) 【運用体制】

運用部門において中央三井アセット信託銀行からの投資助言を活用して運用計画を立案し、運用委員会による承認を受けて運用を行います。また、運用部門から独立した管理部門が運用リスク管理を行い、運用リスク管理委員会に報告する体制としています。



＜マザーファンドのポートフォリオ構築プロセス＞

- ・ポートフォリオの構築は、ベンチマーク分析、ポートフォリオ分析等の段階を踏んで実施します。
- ・運用に際しては、中央三井アセット信託銀行との投資顧問契約に基づき、中央三井アセット信託銀行の運用部門から投資助言（売買案）の提供を受け活用します。また、運用評価・リスク管理については業務管理室が行います。



上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

委託会社のファンドの運用に関する社内規定として、運用財産に係る運用管理規程があり、委託会社がファンドの運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を定めています。また、ファンドの運用におけるリスク管理に関する基本的な事項を定めた社内規定として運用リスク管理規程があります。

委託会社は、ファンドの関係法人である再信託受託会社に対する管理・統制としては、モニタリングの一環として外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を入手し査閲するなど、“外部業務委託の適切性”に関する定期的確認を基本的枠組として運営しています。

(4) 【分配方針】

① 分配方針

年1回の毎決算時（決算日は2月21日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- A. 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- B. 分配金額については、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。

C. 収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

② 分配収益の計算

A. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費（後記「4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等 ①」の記載をご参照ください。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ハ. 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

ニ. 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額（ただし、後記「4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」に規定する申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

B. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の再投資等

収益分配金は、自動的に当ファンドの受益権に再投資されます。

A. 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間の末日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

B. 販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（上記A. の収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、上記A. の収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

C. 信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記A. 及びB. の規定にかかわらず、毎計算期間の末日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から当該受益権に係る受益者に支払います。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

A. 外貨建資産への投資

委託会社は、外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

B. 株式への投資

委託会社は、株式への実質投資割合には、制限を設けません。

C. 新株引受権証券等への投資

委託会社は、新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

D. 投資信託証券への投資

委託会社は、投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

E. 同一銘柄の株式への投資

委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

F. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資

委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

G. 同一銘柄の転換社債等への投資

委託会社は、同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

H. 投資する株式等の範囲

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所での有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場での有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。）をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

I. 信用取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 上記イ. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の

純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

J. 先物取引等の運用指図

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

K. スワップ取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

L. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

M. 有価証券の貸付けの指図及び範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の a. 及び b. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ. 上記イ. a. 及び b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付に当たって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

N. 公社債の空売り

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ. 上記イ. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- . 公社債の借入れ
- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図することができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ. 上記イ. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れの一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ. 上記イ. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- P. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- Q. 外国為替予約取引の指図
- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ. 上記イ. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ. 上記ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- R. 一部解約の請求及び有価証券売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求並びに有価証券の売却等の指図ができます。
- S. 再投資の指図
- 委託会社は、上記R. の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- T. 資金の借入れ
- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支

払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

U．受託会社による資金の立替え

イ．信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ．信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ．上記イ．及びロ．の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 関連法令に基づく投資制限

A．発生し得る危険に対応する額として算出した額が運用財産の純資産額を超える場合におけるデリバティブ取引に関する制限

（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

B．同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、次のイ．に掲げる数がロ．に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

イ．その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。ロ．において同じ。）の総数

ロ．当該株式に係る議決権の総数に10分の50を乗じて得た数

(参考) マザーファンドの概要

「中央三井外国株式マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① M S C I コクサイ指数に採用されている国の株式に投資を行い、同指数（円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 運用に際しては、中央三井アセット信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、中央三井アセット信託銀行株式会社の運用部門から投資情報の提供を受け活用します。
- ③ 株式の組入比率は、原則として高位（90%以上）とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、エクスポージャーの調整等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。
- ⑤ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑥ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑦ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

3. 投資制限

- ① 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ② 株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドは、マザーファンドを通じて主に外国の株式を投資対象としています。組入れた株式の株価や為替レートの変動等により基準価額が変動しますので、元本保証はなく、投資元本を割り込むことがあり収益（投資利回り）は未確定です。また、組入れた株式の発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあり収益（投資利回り）は未確定です。

なお当ファンドは、MSCI コクサイ指数（円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますので、MSCI コクサイ指数（円ベース）の変動により当ファンドの基準価額も変動し、これにより損失が生ずることとなるおそれがあります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク

株価変動リスクとは、経済情勢の変化等により株価が変動するリスクをいいます。一般に、企業業績、国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、株価が下落（上昇）した場合には基準価額の下落（上昇）要因となります。

② 為替変動リスク

為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となり、強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となります。

③ 信用リスク

信用リスクとは、有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等による影響を受けるリスクをいいます。一般に、このような事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑤ 流動性リスク

流動性リスクとは、短期間に相当金額の解約申込みがあった場合等、当ファンドの保有資産を大量に売却せざるを得ない場合に、市況動向や取引量等の状況により基準価額が大きく変動するリスクをいいます。一般に、売却資産の市場における流動性が低いときには、期待する価格での取引ができないことや、取引に相応の時間を要することがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑥ その他のリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、ベンチマーク（MSCI コクサイ指数（円ベース））と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、当ファンドの基準価額騰落率とベンチマークの騰落率は必ずしも一致しません。

この主な要因としては、株式の売買コスト、信託報酬等の費用を負担すること等によるものです。また、当ファンドの基準価額騰落率とベンチマークの騰落率が連動することを保証するものでもありません。

(2) 当ファンドはファミリーファンド方式（前記「1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み ① ファミリーファンド方式での運用」をご参照ください。）で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響が、当ファンドの基準価額の変動要因となる可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制

当ファンドの運用制限の遵守状況のチェック、リスク分析、パフォーマンス評価等については運用セクションから組織的に独立したセクションが行い、その分析結果を運用リスク管理委員会、運用委員会に報告する体制としております。

- ① 法令諸規則、約款等に定められた運用制限の遵守状況のチェック、リスクのモニタリングは、業務管理室が日々実施しております。問題が生じた場合は、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用リスク管理委員会に報告する体制となっております。
- ② パフォーマンス評価等は、業務管理室において行っております。問題が生じた場合は、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

(4) 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

① お申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税抜※ 2.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

※「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。

なお、マザーファンドにおいては、申込手数料はかかりません。

② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

③ 償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。（「償還乗換優遇制度」（※））

※「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

④ 申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額（※）の中から差引きます。

※お申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を加えた総額をいいます。

⑤ 上記①及び③の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電 話：0120-668001（フリーダイヤル）
03-5440-0190

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページ アドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 解約手数料はありませんが、下記②の信託財産留保額が控除されます。
- ② 一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

受益者の手取額は、当該解約価額から下記「（5）課税上の取扱い」「④ 個人の受益者に対する課税」もしくは「⑤ 法人の受益者に対する課税」に記載の税額を差引いた金額となります。

なお、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券を一部解約する場合には、下表のA欄の金額にB欄の率を乗じて得た信託財産留保額が控除されます。

マザーファンド名	A 欄	B 欄
中央三井外国株式 マザーファンド	一部解約を行う日の前営業日の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を受益権総口数で除した金額	0.2%

税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になることがあります。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ① 信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.84%（税抜 0.8%）を乗じて得た額とします。その配分は以下のとおりです。

委託会社	年率 0.399%	(税抜 0.38%)
販売会社	年率 0.3675%	(税抜 0.35%)
受託会社	年率 0.0735%	(税抜 0.07%)

なお、マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、信託財産から収受する信託報酬中より委託会社が支弁します。
- なお、マザーファンドにおいては、監査報酬はかかりません。
- ③ 借入金の利息は、原則として借入金返済時に信託財産中から支弁します。
- ④ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引に要する費用等は、取引のつど信託財産中から支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

- ① 個別元本について

A. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

B. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- C. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- D. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「③ 収益分配金の課税について」をご参照ください。）
- ② 一部解約時及び償還時の課税について
一部解約時及び償還時の譲渡益（個人の場合）又は個別元本超過額（法人の場合）が課税対象となります。詳しくは下記④又は⑤をご参照ください。
- ③ 収益分配金の課税について
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が収益分配金を受け取る際、
- A. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- B. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- ④ 個人の受益者に対する課税
- A. 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%及び地方税5%）となります。
- B. 一部解約時及び償還時の譲渡益が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、平成21年から平成23年までにおいては10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年以降は20%（所得税15%及び地方税5%）となります。
- C. 一部解約時及び償還時の損失の金額については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。
- ⑤ 法人の受益者に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率（※）による源泉徴収が行われます。
※平成24年1月1日以降は、上記の7%（所得税のみ）の税率は15%（所得税のみ）となります。

上記は、平成23年5月20日現在のものですので、税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下の記載事項は、平成23年3月31日現在の状況について記載してあります。

(1)【投資状況】

資産の種類		国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託	中央三井外国株式マザーファンド	日本	4,832,957,992	100.08
受益証券	親投資信託受益証券合計		4,832,957,992	100.08
その他の資産（負債控除後）			△4,080,172	△0.08
合計（純資産総額）			4,828,877,820	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考>

当ファンドが主要投資対象としている親投資信託の状況は次のとおりです。

（中央三井外国株式マザーファンド）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	142,868,843,570	50.36
	イギリス	28,250,086,976	9.96
	カナダ	16,866,631,421	5.95
	フランス	12,872,095,542	4.54
	スイス	11,781,264,005	4.15
	その他	59,819,460,852	21.09
	小計	272,458,382,366	96.04
投資信託受益証券	シンガポール	69,402,306	0.02
投資証券	アメリカ	2,392,243,522	0.84
	オーストラリア	735,142,597	0.26
	その他	1,039,794,309	0.37
	小計	4,167,180,428	1.47
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		6,992,916,270	2.47
合計（純資産総額）		283,687,881,370	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

種類	銘柄	口数	簿価（円）		評価額（円）		投資比率（％）
			単価	金額	単価	金額	
親投資信託 受益証券	中央三井外国株式 マザーファンド	4,613,802,379	1.0508	4,848,589,558	1.0475	4,832,957,992	100.08

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドが主要投資対象としている親投資信託の状況
(中央三井外国株式マザーファンド)

① 投資有価証券の主要銘柄

A. 主要銘柄の明細

順位	国/地域	銘柄名	業種	株数	簿価 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	アメリカ	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	724,702	6,924.73	5,018,367,129	7,025.34	5,091,280,485	1.79
2	アメリカ	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	131,900	28,811.47	3,800,233,552	29,001.05	3,825,239,418	1.35
3	アメリカ	CHEVRON CORP	エネルギー	289,242	8,074.69	2,335,541,365	8,981.03	2,597,691,513	0.92
4	アメリカ	GENERAL ELECTRIC	資本財	1,531,245	1,709.56	2,617,761,327	1,672.14	2,560,465,967	0.90
5	アメリカ	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINE	ソフトウェア・サービス	178,578	13,636.59	2,435,196,754	13,603.33	2,429,257,250	0.86
6	スイス	NESTLE SA-REGISTERD	食品・飲料・タバコ	497,946	4,700.58	2,340,636,502	4,813.79	2,397,010,214	0.84
7	アメリカ	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,106,591	2,309.07	2,555,202,166	2,126.97	2,353,693,605	0.83
8	イギリス	HSBC HLDGS PLC	銀行	2,541,592	945.26	2,402,473,895	878.31	2,232,327,018	0.79
9	アメリカ	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	561,787	3,709.32	2,083,848,597	3,862.31	2,169,799,761	0.76
10	アメリカ	AT&T INC	電気通信サービス	849,352	2,325.70	1,975,342,617	2,553.53	2,168,851,333	0.76
11	アメリカ	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	402,315	5,289.17	2,127,913,032	5,152.80	2,073,050,944	0.73
12	アメリカ	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	394,670	5,058.84	1,996,574,750	4,937.44	1,948,662,207	0.69
13	アメリカ	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,151,172	1,604.79	1,847,395,069	1,691.27	1,946,943,819	0.69
14	アメリカ	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	716,620	2,724.82	1,952,664,449	2,653.31	1,901,419,670	0.67
15	オーストラリア	BHP BILLITON LTD	素材	482,621	4,017.35	1,938,859,211	3,926.10	1,894,822,555	0.67
16	イギリス	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	7,501,939	239.66	1,797,937,956	240.80	1,806,475,650	0.64
17	アメリカ	GOOGLE INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	35,700	50,802.98	1,813,666,635	48,379.99	1,727,165,857	0.61
18	イギリス	BP PLC	エネルギー	2,700,663	637.31	1,721,176,820	613.81	1,657,717,464	0.58
19	アメリカ	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	300,334	5,201.86	1,562,296,622	5,491.22	1,649,201,869	0.58
20	アメリカ	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	1,449,400	1,188.21	1,722,196,646	1,118.36	1,620,961,854	0.57
21	アメリカ	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	577,976	2,714.84	1,569,116,698	2,747.27	1,587,859,593	0.56
22	アメリカ	CITIGROUP INC	各種金融	4,174,766	400.78	1,673,175,241	370.01	1,544,736,478	0.54
23	イギリス	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	509,538	2,885.32	1,470,185,022	3,009.17	1,533,290,412	0.54
24	フランス	TOTAL SA	エネルギー	303,737	5,116.64	1,554,114,827	5,046.10	1,532,688,612	0.54
25	アンティル	SCHLUMBERGER LIMITED	エネルギー	196,134	7,427.78	1,456,842,065	7,786.99	1,527,294,967	0.54
26	アメリカ	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	260,775	4,878.41	1,272,167,498	5,462.95	1,424,602,090	0.50
27	スイス	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	303,237	4,868.13	1,476,199,411	4,537.55	1,375,955,172	0.49
28	アメリカ	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	801,665	1,802.69	1,445,155,082	1,701.24	1,363,831,779	0.48
29	アメリカ	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	200,600	5,959.36	1,195,447,716	6,709.37	1,345,900,324	0.47
30	ドイツ	SIEMENS AG-REG	資本財	118,240	10,962.22	1,296,173,696	11,323.16	1,338,851,230	0.47
合計						60,453,862,350		60,627,049,110	21.37

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 種類は全て株式です。

B. 種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	12.61
	素材	7.95
	資本財	7.81
	商業・専門サービス	0.77
	運輸	1.73
	自動車・自動車部品	1.34
	耐久消費財・アパレル	1.15
	消費者サービス	1.48
	メディア	2.58
	小売	2.45
	食品・生活必需品小売り	2.17
	食品・飲料・タバコ	5.90
	家庭用品・パーソナル用品	1.54
	ヘルスケア機器・サービス	2.50
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.76
	銀行	8.12
	各種金融	5.44
	保険	4.14
	不動産	0.85
	ソフトウェア・サービス	5.13
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.19
	電気通信サービス	4.12
	公益事業	3.68
	半導体・半導体製造装置	1.62
		小計
投資信託受益証券	—	0.02
投資証券	—	1.47
	合計	97.53

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

取引名	国／地域	資産名	種類	数量 (枚)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	アメリカ	S&P 500 FUTU	買建	137	3,639,179,610	3,770,318,261	1.33
	カナダ	S&P/TSX60 IX	買建	26	348,235,396	359,775,426	0.13
	ドイツ	SWISS MKT IX	買建	86	467,697,321	489,929,358	0.17
	ドイツ	DJ EURO STOXX	買建	282	901,739,444	946,899,374	0.33
	オーストラリア	ASX SPI 200	買建	38	371,210,617	395,877,616	0.14
	イギリス	FTSE 100 IDX	買建	108	818,513,753	853,580,883	0.30

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (円)		1万口当たりの基準価額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間 (平成14年2月21日現在)	2,376,820,543	2,376,820,543	9,752	9,752
第2期計算期間 (平成15年2月21日現在)	1,728,108,623	1,728,108,623	6,874	6,874
第3期計算期間 (平成16年2月23日現在)	177,023,558	177,023,558	9,024	9,024
第4期計算期間 (平成17年2月21日現在)	577,528,389	577,528,389	9,617	9,617
第5期計算期間 (平成18年2月21日現在)	1,570,928,053	1,574,595,337	11,964	11,992
第6期計算期間 (平成19年2月21日現在)	2,938,600,228	2,942,352,041	14,584	14,603
第7期計算期間 (平成20年2月21日現在)	4,268,911,023	4,268,911,023	12,639	12,639
第8期計算期間 (平成21年2月23日現在)	2,452,502,785	2,452,502,785	5,844	5,844
第9期計算期間 (平成22年2月22日現在)	4,344,714,170	4,344,714,170	8,757	8,757
第10期計算期間 (平成23年2月21日現在)	4,879,512,865	4,879,512,865	9,640	9,640
平成22年3月末日	4,608,746,448	—	9,357	—
平成22年4月末日	4,718,678,129	—	9,560	—
平成22年5月末日	4,111,954,867	—	8,276	—
平成22年6月末日	3,883,977,081	—	7,767	—
平成22年7月末日	4,163,720,502	—	8,241	—
平成22年8月末日	3,916,470,693	—	7,697	—
平成22年9月末日	4,291,233,014	—	8,412	—
平成22年10月末日	4,295,861,071	—	8,401	—
平成22年11月末日	4,333,120,044	—	8,589	—
平成22年12月末日	4,483,481,455	—	8,865	—
平成23年1月末日	4,608,476,496	—	9,074	—
平成23年2月末日	4,699,551,440	—	9,321	—
平成23年3月末日	4,828,877,820	—	9,578	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの収益分配金
第 1 期計算期間	0 円
第 2 期計算期間	0 円
第 3 期計算期間	0 円
第 4 期計算期間	0 円
第 5 期計算期間	30 円
第 6 期計算期間	20 円
第 7 期計算期間	0 円
第 8 期計算期間	0 円
第 9 期計算期間	0 円
第10期計算期間	0 円

③【収益率の推移】

	収益率
第 1 期計算期間	△2.48 %
第 2 期計算期間	△29.51 %
第 3 期計算期間	31.28 %
第 4 期計算期間	6.57 %
第 5 期計算期間	24.70 %
第 6 期計算期間	22.06 %
第 7 期計算期間	△13.34 %
第 8 期計算期間	△53.76 %
第 9 期計算期間	49.85 %
第10期計算期間	10.08 %

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数とします。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定日（平成13年2月22日）の基準価額を使用しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 期計算期間	2,438,376,984	1,114,538	2,437,262,446
第 2 期計算期間	86,207,087	9,410,823	2,514,058,710
第 3 期計算期間	163,767,273	2,481,653,896	196,172,087
第 4 期計算期間	521,056,648	116,728,201	600,500,534
第 5 期計算期間	929,578,685	217,052,787	1,313,026,432
第 6 期計算期間	1,171,301,823	469,392,703	2,014,935,552
第 7 期計算期間	10,400,405,401	9,037,683,589	3,377,657,364
第 8 期計算期間	1,494,090,471	675,203,686	4,196,544,149
第 9 期計算期間	1,224,686,205	459,787,688	4,961,442,666
第10期計算期間	755,242,697	654,779,133	5,061,906,230

(注1) 設定及び解約の実績は、全て本邦内における実績です。

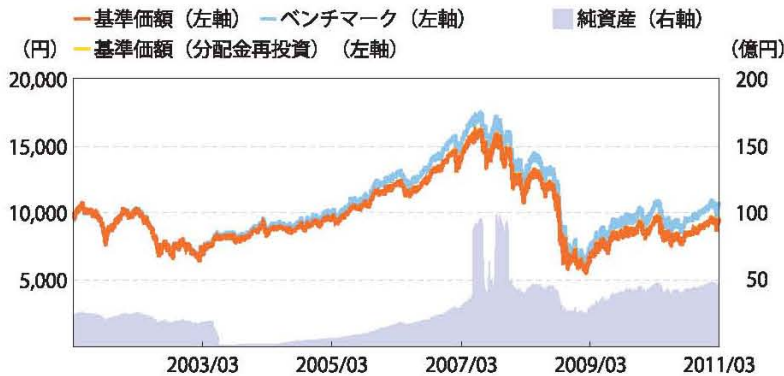
(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間中の募集に係る設定口数を含みます。

(参考情報) 交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

2011年3月31日 現在 (基準日)

〈基準価額・純資産の推移〉



・基準価額及び基準価額 (分配金再投資) は、信託報酬控除後の値です。
 ・基準価額 (分配金再投資) は、分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして算出した値です。
 ・ベンチマークは、設定日の基準価額に合わせて指数化しています。

〈分配の推移〉

2011年2月	0円
2010年2月	0円
2009年2月	0円
2008年2月	0円
2007年2月	20円
設定来累計	50円

・分配金は1万口当たり、税引前の値です。
 ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

〈主な資産の状況〉

資産別投資比率

資産	比率
株式	96.12%
その他資産	3.88%
合計	100.00%

・比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率をいいます。
 ・ファンドはマザーファンドを組入れますので、実質比率を記載しています。

業種別投資比率 (中央三井外国株式マザーファンド)

業種	比率
エネルギー	12.61%
銀行	8.12%
素材	7.95%
資本財	7.81%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.76%
その他	52.79%
合計	96.04%

・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率をいいます。

国/地域別投資比率(上位) (中央三井外国株式マザーファンド)

国/地域	比率
アメリカ	51.20%
イギリス	10.08%
カナダ	6.01%
フランス	4.67%
オーストラリア	4.21%
スイス	4.15%

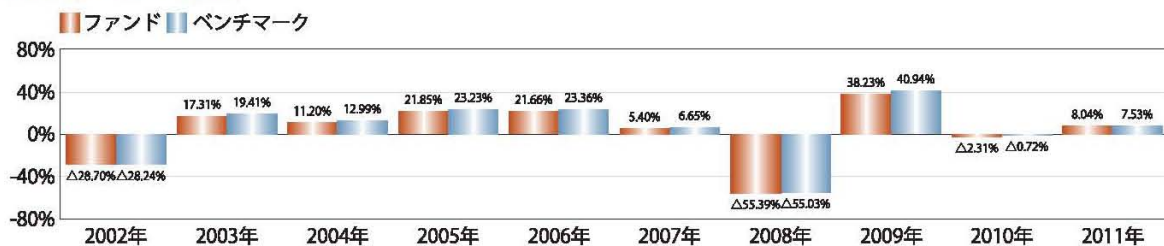
・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該国/地域の評価金額の比率をいいます。

組入上位銘柄(中央三井外国株式マザーファンド)

銘柄名	国	業種	比率
EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	エネルギー	1.79%
APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.35%
CHEVRON CORP	アメリカ	エネルギー	0.92%
GENERAL ELECTRIC	アメリカ	資本財	0.90%
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINE	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.86%
NESTLE SA-REGISTERD	スイス	食品・飲料・タバコ	0.84%
MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.83%
HSBC HLDGS PLC	イギリス	銀行	0.79%
JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	各種金融	0.76%
AT&T INC	アメリカ	電気通信サービス	0.76%
合計			9.81%

・上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。
 ・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

〈年間収益率の推移〉



・年間収益率は「期間中の基準価額増減+分配金(税引前)/前年末の基準価額」で算出しています。
 ・2011年(直近年)は年初から基準日までの分配金(税引前)を含む基準価額の騰落率を表示しています。ベンチマークの騰落率も同様です。
 ・ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しているものであり、ファンドの運用実績ではありません。

- ・運用実績は、ファンドの過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ・最新の運用実績は、表紙に記載の委託会社ホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込みの受付

申込期間中において、毎営業日お申込みいただけます。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、分配金再投資に関する契約（下記（4）②をご参照ください。）に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、ニューヨーク証券取引所又はロンドン証券取引所が休業日の場合には、受益権の取得の申込みを受付けないものとし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(2) 募集取扱いの単位

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記「2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(3) 販売価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載する申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の販売価額は、原則として、後記「3 資産管理等の概要（4）計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(4) その他

- ① 受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。このため販売会社は総合約款を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出していただきます。
- ② 当ファンドは、収益分配がなされた場合、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資がなされる「自動けいぞく投資」専用ファンドです。このため受益権の取得申込者は、申込みの際に販売会社との間で、自動けいぞく約款に従い分配金から税金を差引いた後に自動的に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。
- ③ 受益権取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

(注) 一部解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、ニューヨーク証券取引所又はロンドン証券取引所が休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

(2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

なお、一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

(4) 一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出され、日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ (<http://www.cmam.co.jp/>) でご覧いただけます。

なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差引いた金額となります。

販売会社の詳細につきましては、以下の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電 話：0120-668001（フリーダイヤル）

03-5440-0190

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページ アドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

(5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記（1）による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

(6) 上記（5）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記（4）の規定に準じて計算された価額とします。

(7) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

(8) 解約に係る手数料については、徴収しません。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、日々の基準価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします（販売会社の詳細につきましては、前記「2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。）。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.cmam.co.jp/>）でご覧いただけます。

② 当ファンドの主たる投資対象としている資産及び基準価額に与える影響が大きいと想定される資産の評価方法

A. 親投資信託受益証券（中央三井外国株式マザーファンド）

計算日の基準価額で評価します。

B. 外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成13年2月22日）から無期限とします。ただし、委託会社は、下記（5）①の事項に該当することとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

① 当ファンドの計算期間は、毎年2月22日から翌年2月21日までとすることを原則とします。

② 上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は前記（3）に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

この信託契約を解約し信託を終了させる場合は下記のとおりです。

A. 委託会社の所定の手続きを経て信託を終了させる場合

イ. 受益権の口数が5億口を下回った場合

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合は、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ. 受益者に有利な場合又はやむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ. 所定の手続き

- a. 委託会社は、上記イ. 及びロ. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- b. 上記a. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- c. 上記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ. 及びロ. の信託契約の解約をしません。
- d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 上記b. からd. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

B. 監督官庁の命令

イ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、下記③の規定に従います。

C. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記③D. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

D. 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記③の規定に従い、新受託会社を選任します。

ロ. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- A. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- B. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ 信託約款の変更

- A. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- B. 委託会社は、上記A. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- C. 上記B. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- D. 上記C. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記A. の信託約款の変更をしません。
- E. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 反対者の買取り請求権

信託契約の解約又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 信託財産の管理

A. 保管業務の委任

受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

B. 有価証券の保管

受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

C. 混蔵寄託

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下C. において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

D. 信託財産の登記等及び記載等の留保等

イ. 信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

ロ. 上記イ. のただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

ハ. 信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

ニ. 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

⑦ 運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知っている受益者に対して交付します。

⑧ 関係法人との契約の更改等に関する手続き、変更した場合の開示方法

A. 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の有効期間は、有効期間満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

B. 上記A. の契約を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

⑨ 信託事務処理の再委託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

① 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

② 収益分配金は、原則として毎計算期間の末日の翌営業日に、販売会社に交付されます。

販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。ただし、信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、毎計算期間の末日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から当該受益権に係る受益者に支払います。

(2) 償還金に対する請求権

① 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

② 償還金は、信託終了日（償還日）後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までの日）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対する支払いを開始します。

③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④ 受益者が、信託終了による償還金について上記②に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

③ 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(4) 投資信託約款等重要事項変更時の反対者の買取り請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 ④ 反対者の買取り請求権」をご参照ください。

(5) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(6) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、第9期計算期間（平成21年2月24日から平成22年2月22日まで）の財務諸表については、改正前の財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則に基づき、第10期計算期間（平成22年2月23日から平成23年2月21日まで）の財務諸表については、改正後の財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成21年2月24日から平成22年2月22日まで）及び第10期計算期間（平成22年2月23日から平成23年2月21日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月22日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平木 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中央三井外国株式インデックスファンドの平成21年2月24日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井外国株式インデックスファンドの平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月21日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平木 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中央三井外国株式インデックスファンドの平成22年2月23日から平成23年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井外国株式インデックスファンドの平成23年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

1【財務諸表】

中央三井外国株式インデックスファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成22年2月22日現在)	第10期 (平成23年2月21日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,362,314,908	4,898,128,675
未収入金	487,045	4,176,730
流動資産合計	4,362,801,953	4,902,305,405
資産合計	4,362,801,953	4,902,305,405
負債の部		
流動負債		
未払解約金	487,045	4,176,730
未払受託者報酬	1,540,072	1,628,890
未払委託者報酬	16,060,666	16,986,920
流動負債合計	18,087,783	22,792,540
負債合計	18,087,783	22,792,540
純資産の部		
元本等		
元本	4,961,442,666	5,061,906,230
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△616,728,496	△182,393,365
純資産合計	4,344,714,170	4,879,512,865
負債純資産合計	4,362,801,953	4,902,305,405

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 (自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日)	第10期 (自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,349,396,145	495,529,510
営業収益合計	1,349,396,145	495,529,510
営業費用		
受託者報酬	2,729,080	3,197,339
委託者報酬	28,460,249	33,343,565
営業費用合計	31,189,329	36,540,904
営業利益	1,318,206,816	458,988,606
経常利益	1,318,206,816	458,988,606
当期純利益	1,318,206,816	458,988,606
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	91,417,307	4,228,322
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,744,041,364	△616,728,496
剰余金増加額又は欠損金減少額	181,408,336	82,882,091
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	181,408,336	82,882,091
剰余金減少額又は欠損金増加額	280,884,977	103,307,244
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	280,884,977	103,307,244
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△616,728,496	△182,393,365

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 9 期 自 平成21年 2月24日 至 平成22年 2月22日	第 10 期 自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年 2月22日から翌年 2月21日までとなっておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、第 9 期計算期間は平成21年 2月24日から平成22年 2月22日までとなっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年 2月22日から翌年 2月21日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第10期計算期間は平成22年 2月23日から平成23年 2月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 9 期 (平成22年 2月22日現在)	第 10 期 (平成23年 2月21日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	4,961,442,666 口	5,061,906,230 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 616,728,496 円	元本の欠損 182,393,365 円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8757 円 (8,757 円)	0.9640 円 (9,640 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

1. 分配金の計算過程

		第 9 期 自 平成21年 2 月24日 至 平成22年 2 月22日	第 10 期 自 平成22年 2 月23日 至 平成23年 2 月21日
費用控除後の配当等収益額	A	90,869,418 円 (93,180,547 円)	92,978,213 円 (100,450,828 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	2,252,868,555 円	2,336,457,704 円
分配準備積立金額	D	165,580,046 円	225,849,788 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,509,318,019 円	2,655,285,705 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,961,442,666 口	5,061,906,230 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,057.63 円	5,245.62 円
10,000口当たり分配金額	H	— 円	— 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	— 円	— 円

(注) ()内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額で、内書であります。

	第 9 期 自 平成21年 2 月24日 至 平成22年 2 月22日	第 10 期 自 平成22年 2 月23日 至 平成23年 2 月21日
2. 欠損金減少額・増加額	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。	同左

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第 9 期 自 平成21年 2月24日 至 平成22年 2月22日	第 10 期 自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月21日
<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク等に晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、運用セクションから組織的に独立した業務管理室が、法令や約款等に定められた運用制限の遵守状況のチェックや、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを日次で実施しており、問題が生じた場合は、運用セクションに速やかに連絡され是正を行うとともに、定例的に開催される運用リスク管理委員会に報告する体制となっております。</p> <p>また、パフォーマンス評価を月次で実施し、その分析及び評価結果は、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第 9 期 (平成22年 2月22日現在)	第 10 期 (平成23年 2月21日現在)
—————	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
—————	2. 時価の算定方法 (1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
—————	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
—————	4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て 1 年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 9 期 自 平成21年 2月24日 至 平成22年 2月22日	第 10 期 自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月21日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 9 期 自 平成21年 2月24日 至 平成22年 2月22日	第 10 期 自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月21日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第 9 期	第 10 期
	自 平成21年 2月24日 至 平成22年 2月22日	自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月21日
期首元本額	4,196,544,149 円	4,961,442,666 円
期中追加設定元本額	1,224,686,205 円	755,242,697 円
期中一部解約元本額	459,787,688 円	654,779,133 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 9 期 (平成22年 2月22日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 (自 平成21年 2月24日 至 平成22年 2月22日) の損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	4,362,314,908	1,294,732,806
合計	4,362,314,908	1,294,732,806

種類	第 10 期 (平成23年 2月21日現在)	
	最終の計算期間 (自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月21日) の損益に含まれた 評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	545,610,290	
合計	545,610,290	

3. デリバティブ取引関係

第 9 期 自 平成21年 2月24日 至 平成22年 2月22日
当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第 10 期 (平成23年 2月21日現在)
当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	中央三井外国株式マザーファンド	4,649,827,867	4,898,128,675	
合計		4,649,827,867	4,898,128,675	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

「中央三井外国株式インデックスファンド」は、「中央三井外国株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの平成23年2月21日現在（以下、「計算日」といいます。）の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

「中央三井外国株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	平成23年2月21日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	3,738,728,239
コール・ローン	1,878,183,638
株式	281,821,250,920
投資信託受益証券	70,977,491
投資証券	4,248,751,704
派生商品評価勘定	286,239,672
未収入金	10,469,299
未収配当金	457,545,269
未収利息	4,045
差入委託証拠金	1,092,621,094
流動資産合計	293,604,771,371
資産合計	293,604,771,371
負債の部	
流動負債	
未払解約金	149,388,718
流動負債合計	149,388,718
負債合計	149,388,718
純資産の部	
元本等	
元本	278,591,575,483
剰余金	
剰余金	14,863,807,170
純資産合計	293,455,382,653
負債・純資産合計	293,604,771,371

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成23年2月21日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が公表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 原則として、株式、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>(2) 派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
5. その他	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	平成23年2月21日現在
1. 計算日における受益権総数	278,591,575,483 口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0534 円 (10,534 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

平成23年2月21日現在
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カウンターリスク及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、運用セクションから組織的に独立した業務管理室が、法令や約款等に定められた運用制限の遵守状況のチェックや、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを日次で実施しており、問題が生じた場合は、運用セクションに速やかに連絡され是正を行うとともに、定例的に開催される運用リスク管理委員会に報告する体制となっております。</p> <p>また、パフォーマンス評価を月次で実施し、その分析及び評価結果は、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年2月21日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 株式、投資信託受益証券及び投資証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

(2) デリバティブ取引

「(その他の注記)」の「3. デリバティブ取引関係」に記載しております。

(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

4. 金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

平成23年2月21日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

平成23年2月21日現在

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の変動

平成23年2月21日現在	
計算期間の期首元本額	316,890,748,574 円
計算期間中の追加設定元本額	38,997,394,197 円
計算期間中の一部解約元本額	77,296,567,288 円
計算日の元本額	278,591,575,483 円
計算日の元本額の内訳	
中央三井外国株式インデックスファンド	4,649,827,867 円
中央三井DC外国株式インデックスファンド	3,146,682,456 円
中央三井DC外国株式インデックスファンドL	16,343,658,357 円
中央三井DCバランスファンド30	123,192,287 円
中央三井DCバランスファンド50	384,838,424 円
中央三井DCバランスファンド70	255,445,948 円
ベスタ・世界6資産ファンド(毎月決算型)	294,868,308 円
ベスタ・世界6資産ファンド(1年決算型)	174,047,458 円
新生・4分散ファンド	208,556,680 円
グローバル・インデックス・バランス・ファンド	623,534,588 円
4資産インデックスバランスオープン(分配型)	96,221,624 円
4資産インデックスバランスオープン(成長型)	218,845,856 円
CMAM外国株式インデックスe	1,207,121,297 円
中央三井インデックスコレクション(外国株式)	1,100,355 円
中央三井インデックスコレクション(バランス株式30)	102,049 円
中央三井インデックスコレクション(バランス株式50)	209,360 円
中央三井インデックスコレクション(バランス株式70)	322,117 円
中央三井外国株式インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	22,715,935,757 円
中央三井バランスVA30(適格機関投資家専用)	5,757,363,252 円
中央三井バランスVA50(適格機関投資家専用)	43,355,427,601 円
中央三井VAバランスファンド(株25/100)(適格機関投資家専用)	30,496,120,994 円
中央三井VAバランスファンド(株50/100)(適格機関投資家専用)	4,900,489,037 円
中央三井VAバランス株式30(適格機関投資家専用)	405,583,262 円
為替ヘッジ付外国株式ファンド(適格機関投資家専用)	2,664,793,520 円
中央三井VAバランスファンド(株60/100)(適格機関投資家専用)	31,410,513,776 円
中央三井バランスVA25(適格機関投資家専用)	3,622,277,469 円
中央三井バランスVA37.5(適格機関投資家専用)	1,964,428,013 円
中央三井バランスVA50L(適格機関投資家専用)	34,263,980,146 円
中央三井バランスVA75(適格機関投資家専用)	2,543,909,123 円
中央三井VAバランスファンド(株40/100)(適格機関投資家専用)	46,078,178,074 円
中央三井VAポートフォリオ40(適格機関投資家専用)	6,115,055,663 円
中央三井VAポートフォリオ20(適格機関投資家専用)	203,616,080 円
中央三井バランスVA40(適格機関投資家専用)	2,962,805,072 円
中央三井VAバランス株式40(適格機関投資家専用)	2,241,641,607 円
中央三井VAバランスファンド2(株40/100)(適格機関投資家専用)	1,012,323,702 円

CMAM・VAバランス50-50（適格機関投資家専用）	2,329,721,051 円
中央三井バランスVA20（適格機関投資家専用）	1,556,288,821 円
中央三井VAファンド25（適格機関投資家専用）	2,698,550,715 円
中央三井バランスVA20L（適格機関投資家専用）	113,881,532 円
中央三井バランスVA25L（適格機関投資家専用）	751,518,371 円
CMAM・VAバランス20-80（適格機関投資家専用）	644,584,565 円
私募外国株式インデックスファンドAL（適格機関投資家専用）	54,013,249 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成23年2月21日現在	
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	
株式	5,492,878,123	
投資信託受益証券	△3,128,473	
投資証券	109,965,729	
合計	5,599,715,379	

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、「中央三井外国株式マザーファンド」の期首から計算日までの期間（平成23年2月8日から平成23年2月21日まで）に対応するものです。

3. デリバティブ取引関係

I. ヘッジ会計が適用されていないもの

株式関連

区分	種類	平成23年2月21日現在			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	6,858,882,645	—	7,129,788,112	270,905,467
	合計	6,858,882,645	—	7,129,788,112	270,905,467

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

通貨関連

区分	種類	平成23年2月21日現在			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	米ドル	1,218,944,727	—	1,228,005,480	9,060,753
	ユーロ	344,161,125	—	346,186,050	2,024,925
	英ポンド	242,950,680	—	247,173,440	4,222,760
	計	1,806,056,532	—	1,821,364,970	15,308,438
	売 建				
	米ドル	118,818,700	—	118,804,400	14,300
	ユーロ	19,446,291	—	19,446,120	171
	スウェーデンクローナ	9,182,236	—	9,170,940	11,296
オーストラリアドル	26,850,230	—	26,850,230	0	
計	174,297,457	—	174,271,690	25,767	
合計	1,980,353,989	—	1,995,636,660	15,334,205	

(注) 時価の算定方法

わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

- ① 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
- ② 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

II. ヘッジ会計が適用されているもの

平成23年2月21日現在
該当事項はありません。

(3) 附属明細表 (平成23年 2月21日現在)

① 有価証券明細表

A. 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	17,800	55.13	981,314.00	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	72,900	80.96	5,901,984.00	
	APACHE CORP	56,312	120.01	6,758,003.12	
	ARCH COAL INC	24,000	33.04	792,960.00	
	BAKER HUGHES INC	63,559	70.83	4,501,883.97	
	CABOT OIL & GAS CORP	15,900	40.87	649,833.00	
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	35,700	59.18	2,112,726.00	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	96,400	30.43	2,933,452.00	
	CHEVRON CORP	296,142	98.72	29,235,138.24	
	CIMAREX ENERGY CO	12,400	114.62	1,421,288.00	
	CONCHO RESOURCES INC	12,900	105.52	1,361,208.00	
	CONOCOPHILLIPS	207,600	76.62	15,906,312.00	
	CONSOL ENERGY INC	33,300	45.89	1,528,137.00	
	DENBURY RESOURCES INC	55,900	22.77	1,272,843.00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	60,900	88.20	5,371,380.00	
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING	10,300	75.62	778,886.00	
	EL PASO CORP	103,700	17.67	1,832,379.00	
	EOG RESOURCES INC	37,400	108.89	4,072,486.00	
	EQT CORP	20,900	47.63	995,467.00	
	EXXON MOBIL CORPORATION	749,902	84.50	63,366,719.00	
	FMC TECHNOLOGIES INC	17,700	93.03	1,646,631.00	
	HALLIBURTON CO	134,400	48.11	6,465,984.00	
	HELMERICH & PAYNE	15,600	62.15	969,540.00	
	HESS CORP	44,900	85.00	3,816,500.00	
	KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC	12,212	65.09	794,879.08	
	MARATHON OIL CORP	104,600	49.51	5,178,746.00	
	MURPHY OIL CORP	26,900	73.88	1,987,372.00	
	NABORS INDUSTRIES INC	42,100	28.16	1,185,536.00	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	61,721	80.18	4,948,789.78	
	NEWFIELD EXPLORATION CO	19,700	68.53	1,350,041.00	
	NOBLE CORP	37,700	42.07	1,586,039.00	
	NOBLE ENERGY INC	25,800	88.87	2,292,846.00	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	119,680	107.37	12,850,041.60	
	PEABODY ENERGY CORP	39,700	65.02	2,581,294.00	
	PETROHAWK ENERGY CORP	44,600	20.35	907,610.00	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	17,100	99.23	1,696,833.00	
	PLAINS EXPLORATION & PRODUCTION CO	21,300	39.02	831,126.00	
	PRIDE INTERNATIONAL INC	25,900	40.25	1,042,475.00	
	QEP RESOURCES INC	25,800	39.09	1,008,522.00	
	RANGE RESOURCES CORP	23,600	48.31	1,140,116.00	
ROWAN COMPANIES INC	16,900	39.70	670,930.00		
SCHLUMBERGER LIMITED	201,334	95.04	19,134,783.36		
SOUTHWESTERN ENERGY CO	51,000	36.45	1,858,950.00		
SPECTRA ENERGY CORP	95,478	26.25	2,506,297.50		
SUNOCO INC	17,800	43.75	778,750.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	ULTRA PETROLEUM CORP	22,500	45.64	1,026,900.00	
	VALERO ENERGY CORP	83,464	29.42	2,455,510.88	
	WEATHERFORD INTL LTD	109,148	25.65	2,799,646.20	
	WILLIAMS COS INC	86,120	30.37	2,615,464.40	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	31,400	94.96	2,981,744.00	
	AIRGAS INC	11,800	64.08	756,144.00	
	ALCOA INC	150,400	17.28	2,598,912.00	
	ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	13,500	68.52	925,020.00	
	BALL CORP	25,800	37.00	954,600.00	
	CELANESE CORP-SERIES A	23,000	44.17	1,015,910.00	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	10,500	137.87	1,447,635.00	
	CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	20,000	96.54	1,930,800.00	
	CROWN HOLDINGS INC	23,900	38.41	917,999.00	
	DOW CHEMICAL COMPANY	170,902	38.54	6,586,563.08	
	DU PONT (E. I.) DE NEMOURS	133,546	55.98	7,475,905.08	
	EASTMAN CHEMICAL COMPANY	10,700	95.41	1,020,887.00	
	ECOLAB INC	34,400	49.35	1,697,640.00	
	FMC CORP	10,200	81.15	827,730.00	
	FREEMPORT-MCMORAN COPPER-B	138,676	52.95	7,342,894.20	
	INTERNATIONAL PAPER CO	61,200	29.02	1,776,024.00	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	12,136	57.35	695,999.60	
	LUBRIZOL CORP	10,000	113.89	1,138,900.00	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	7,000	92.14	644,980.00	
	MEADWESTVACO CORP	25,200	30.36	765,072.00	
	MONSANTO CO	79,600	72.39	5,762,244.00	
	MOSAIC CO/THE	23,000	83.02	1,909,460.00	
	NEWMONT MINING CORP HOLDING CO	72,550	58.50	4,244,175.00	
	NUCOR CORP	46,500	48.74	2,266,410.00	
	OWENS-ILLINOIS INC	24,100	31.65	762,765.00	
	PPG INDUSTRIES INC.	24,400	90.14	2,199,416.00	
	PRAXAIR INC	45,114	99.09	4,470,346.26	
	SEALED AIR CORP	24,300	28.24	686,232.00	
	SHERWIN-WILLIAMS CO	13,700	85.03	1,164,911.00	
	SIGMA-ALDRICH	17,900	63.83	1,142,557.00	
	UNITED STATES STEEL CORP	21,200	61.86	1,311,432.00	
	VULCAN MATERIALS COMPANY	19,500	46.73	911,235.00	
	3M COMPANY	99,838	92.96	9,280,940.48	
	AGCO CORP	13,800	56.65	781,770.00	
	AMETEK INC	23,600	43.12	1,017,632.00	
	BOEING COMPANY	102,395	73.04	7,478,930.80	
	BUCYRUS INTERNATIONAL INC	11,400	91.05	1,037,970.00	
	CATERPILLAR INC	92,900	105.86	9,834,394.00	
	COOPER INDUSTRIES PLC-CL A	24,600	65.73	1,616,958.00	
	CUMMINS INC	27,900	110.04	3,070,116.00	
	DANAHER CORP	81,704	51.79	4,231,450.16	
	DEERE & CO	62,426	95.00	5,930,470.00	
DOVER CORP	27,500	67.75	1,863,125.00		
EATON CORP	23,500	110.92	2,606,620.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	EMERSON ELECTRIC CO	110,900	61.78	6,851,402.00	
	FASTENAL CO	19,600	63.70	1,248,520.00	
	FLOWSERVE CORP	8,500	130.33	1,107,805.00	
	FLUOR CORP	26,400	74.77	1,973,928.00	
	FOSTER WHEELER AG	18,800	39.48	742,224.00	
	GENERAL DYNAMICS CORPORATION	47,700	78.11	3,725,847.00	
	GENERAL ELECTRIC	1,574,645	21.44	33,760,388.80	
	GOODRICH CORP	18,500	91.31	1,689,235.00	
	GRAINGER (W.W.) INC	8,900	135.66	1,207,374.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	108,100	57.99	6,268,719.00	
	ILLINOIS TOOL WORKS	63,076	54.90	3,462,872.40	
	INGERSOLL-RAND PLC	47,568	47.10	2,240,452.80	
	ITT CORPORATION	25,700	59.84	1,537,888.00	
	JACOBS ENGINEERING GROUP INC	18,600	51.55	958,830.00	
	JOY GLOBAL INC	15,200	100.03	1,520,456.00	
	KBR INC	23,100	35.11	811,041.00	
	L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	16,900	80.85	1,366,365.00	
	LOCKHEED MARTIN CORPORATION	45,400	81.81	3,714,174.00	
	MASCO CORP	53,100	13.30	706,230.00	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	41,200	69.11	2,847,332.00	
	PACCAR INC	48,375	52.65	2,546,943.75	
	PALL CORP	17,200	55.85	960,620.00	
	PARKER HANNIFIN CORP	23,750	91.88	2,182,150.00	
	PENTAIR INC	15,300	38.58	590,274.00	
	PRECISION CASTPARTS CORP	21,000	148.63	3,121,230.00	
	QUANTA SERVICES INC	32,000	23.74	759,680.00	
	RAYTHEON COMPANY	55,100	52.16	2,874,016.00	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	20,900	89.38	1,868,042.00	
	ROCKWELL COLLONS	23,200	66.87	1,551,384.00	
	ROPER INDUSTRIES INC	13,900	85.29	1,185,531.00	
	SPX CORP	7,600	84.47	641,972.00	
	TEXTRON INC	40,400	28.50	1,151,400.00	
	TYCO INTERNATIONAL LTD	73,332	47.33	3,470,803.56	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	130,000	85.01	11,051,300.00	
	URS CORP	12,800	47.38	606,464.00	
	AVERY DENNISON CORP	14,600	41.10	600,060.00	
	CINTAS CORP	20,300	29.19	592,557.00	
	DUN & BRADSTREET CORP	7,400	85.03	629,222.00	
	EQUIFAX INC	18,500	36.31	671,735.00	
	IHS INC-CLASS A	6,500	83.97	545,805.00	
	IRON MOUNTAIN INC	26,800	27.13	727,084.00	
	MANPOWER INC	12,500	67.63	845,375.00	
	PITNEY BOWES INC	30,506	25.75	785,529.50	
	REPUBLIC SERVICES INC	56,470	29.99	1,693,535.30	
ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	20,700	32.61	675,027.00		
RR DONNELLEY & SONS CO	31,400	19.39	608,846.00		
STERICYCLE INC	12,300	87.38	1,074,774.00		
VERISK ANALYTICS INC-CLASS A	16,000	33.78	540,480.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	WASTE MANAGEMENT INC	66,800	38.04	2,541,072.00	
	C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	24,500	74.99	1,837,255.00	
	CSX CORP	56,000	74.76	4,186,560.00	
	DELTA AIR LINES INC	30,600	11.50	351,900.00	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	31,300	54.83	1,716,179.00	
	FEDEX CORP	44,095	98.32	4,335,420.40	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	13,700	42.82	586,634.00	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	54,300	65.00	3,529,500.00	
	SOUTHWEST AIRLINES	28,300	12.57	355,731.00	
	UNION PACIFIC CORPORATION	73,360	97.14	7,126,190.40	
	UNITED CONTINENTAL HOLDINGS	12,500	26.92	336,500.00	
	UNITED PARCEL SERVICE -CL B	106,820	76.47	8,168,525.40	
	AUTOLIV INC	13,100	75.75	992,325.00	
	BORGWARNER INC	16,800	80.23	1,347,864.00	
	FORD MOTOR CO	446,570	15.77	7,042,408.90	
	GENERAL MOTORS CO	77,400	36.51	2,825,874.00	
	GOODYEAR TIRE & RUBBER CO	35,100	14.89	522,639.00	
	HARLEY-DAVIDSON INC	34,700	42.12	1,461,564.00	
	JOHNSON CONTROLS INC	99,242	42.40	4,207,860.80	
	TRW AUTOMOTIVE HOLDINGS CORP	15,300	59.53	910,809.00	
	COACH INC	43,900	58.28	2,558,492.00	
	DR HORTON INC	43,500	12.80	556,800.00	
	FORTUNE BRANDS INC	22,500	62.67	1,410,075.00	
	GARMIN LTD	17,200	33.02	567,944.00	
	HASBRO INC	19,100	45.74	873,634.00	
	LEGGETT & PLATT INC	22,700	23.62	536,174.00	
	MATTEL INC	53,000	25.57	1,355,210.00	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	8,900	59.30	527,770.00	
	NEWELL RUBBERMAID INC	41,000	20.21	828,610.00	
	NIKE INC. CLASS B	54,700	88.82	4,858,454.00	
	POLO RALPH LAUREN CORP	9,600	127.98	1,228,608.00	
	PULTE GROUP INC	50,800	7.78	395,224.00	
	STANLEY BLACK AND DECKER INC	23,237	76.09	1,768,103.33	
	TOLL BROTHERS INC	20,800	21.84	454,272.00	
	VF CORP	12,800	89.80	1,149,440.00	
	WHIRLPOOL CORP	11,200	83.44	934,528.00	
	APOLLO GROUP INC-CL A	19,500	45.82	893,490.00	
	CARNIVAL CORP	67,700	45.70	3,093,890.00	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	4,600	260.15	1,196,690.00	
	DARDEN RESTAURANTS INC	19,400	50.10	971,940.00	
	DEVRY INC	9,400	55.18	518,692.00	
	H&R BLOCK INC	45,500	14.54	661,570.00	
	INTL GAME TECHNOLOGY	44,000	16.93	744,920.00	
	LAS VEGAS SANDS CORP	48,700	47.76	2,325,912.00	
	MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	42,774	40.92	1,750,312.08	
	MC DONALD'S CORPORATION	156,756	76.13	11,933,834.28	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	49,800	14.82	738,036.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	20,600	47.16	971,496.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	STARBUCKS CORP	109,000	34.01	3,707,090.00	
	STARWOOD HOTELS & RESORTS	28,020	65.09	1,823,821.80	
	WYNN RESORTS LTD	11,900	127.70	1,519,630.00	
	YUM BRANDS INC	68,800	51.17	3,520,496.00	
	CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	36,900	37.62	1,388,178.00	
	CBS CORP-CL B	92,770	22.91	2,125,360.70	
	COMCAST CORP-CL A	304,723	25.67	7,822,239.41	
	COMCAST CORP-SPECIAL CL A	107,350	24.18	2,595,723.00	
	DIRECTV-CLASS A	127,669	44.30	5,655,736.70	
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	20,084	43.91	881,888.44	
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	20,884	39.05	815,520.20	
	DISH NETWORK CORP-A	31,800	23.47	746,346.00	
	INTERPUBLIC GROUP OF COMPANIES	72,060	12.64	910,838.40	
	LIBERTY GLOBAL INC-A	17,653	42.19	744,780.07	
	LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	16,100	40.45	651,245.00	
	MCGRAW-HILL INC	45,600	38.85	1,771,560.00	
	NEWS CORP INC CLASS A	269,005	17.71	4,764,078.55	
	NEWS CORP INC CLASS B	64,765	18.73	1,213,048.45	
	OMNICOM GROUP	44,400	50.41	2,238,204.00	
	SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	13,500	53.36	720,360.00	
	THE WALT DISNEY CO.	267,658	43.56	11,659,182.48	
	TIME WARNER CABLE	52,441	71.89	3,769,983.49	
	TIME WARNER INC	165,662	38.18	6,324,975.16	
	VIACOM INC-CLASS B	81,970	45.50	3,729,635.00	
	VIRGIN MEDIA INC	46,450	28.27	1,313,141.50	
	WASHINGTON POST -CL B	900	451.17	406,053.00	
	ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	13,000	59.05	767,650.00	
	ADVANCE AUTO PARTS	12,450	62.39	776,755.50	
	AMAZON.COM INC	52,800	186.50	9,847,200.00	
	AMERICAN EAGLE OUTFITTERS	28,800	15.79	454,752.00	
	AUTOZONE INC	4,300	255.64	1,099,252.00	
	BED BATH & BEYOND INC	38,900	50.84	1,977,676.00	
	BEST BUY CO INC	52,250	33.04	1,726,340.00	
	CARMAX INC	33,000	36.83	1,215,390.00	
	DOLLAR GENERAL CORP	13,600	29.25	397,800.00	
	DOLLAR TREE INC	18,750	52.72	988,500.00	
	EXPEDIA INC	30,550	20.96	640,328.00	
	FAMILY DOLLAR STORES	18,600	52.55	977,430.00	
	GAMESTOP CORP-CLASS A	22,100	19.95	440,895.00	
	GAP INC/THE	67,100	23.05	1,546,655.00	
	GENUINE PARTS CO	23,300	55.25	1,287,325.00	
	HOME DEPOT INC	247,504	38.49	9,526,428.96	
	J.C. PENNEY CO INC (HLDG CO)	31,400	37.02	1,162,428.00	
	KOHL'S CORP	43,120	53.42	2,303,470.40	
LIBERTY MEDIA-INTERACTIVE A	83,847	17.42	1,460,614.74		
LIMITED BRANDS	40,730	33.50	1,364,455.00		
LOWE'S COS INC	206,696	26.30	5,436,104.80		
MACY'S INC	62,252	23.75	1,478,485.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	NETFLIX INC	6,600	235.65	1,555,290.00	
	NORDSTROM INC	25,900	46.91	1,214,969.00	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	20,500	55.25	1,132,625.00	
	PETSMART INC	17,500	41.70	729,750.00	
	PRICELINE.COM INC	7,200	448.93	3,232,296.00	
	ROSS STORES INC	18,000	71.82	1,292,760.00	
	SEARS HOLDING CORP	6,885	93.03	640,511.55	
	STAPLES INC	107,550	21.47	2,309,098.50	
	TARGET CORP	101,020	51.90	5,242,938.00	
	TIFFANY & CO	18,800	64.70	1,216,360.00	
	TJX COMPANIES INC	60,100	50.08	3,009,808.00	
	URBAN OUTFITTERS INC	19,900	37.78	751,822.00	
	COSTCO WHOLESALE CORP	64,700	75.43	4,880,321.00	
	CVS CAREMARK CORP	199,783	33.06	6,604,825.98	
	KROGER CO	89,900	23.10	2,076,690.00	
	SAFEWAY INC	56,300	22.39	1,260,557.00	
	SYSCO CORP	86,690	28.64	2,482,801.60	
	WAL-MART STORES	300,526	55.38	16,643,129.88	
	WALGREEN CO	143,406	42.74	6,129,172.44	
	WHOLE FOODS MARKET INC	21,600	60.08	1,297,728.00	
	ALTRIA GROUP INC	306,975	24.79	7,609,910.25	
	ARCHER DANIELS MIDLAND COMPANY	94,710	37.65	3,565,831.50	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	12,380	67.93	840,973.40	
	BUNGE LIMITED	19,700	74.24	1,462,528.00	
	CAMPBELL SOUP	30,100	33.58	1,010,758.00	
	COCA-COLA CO/THE	306,134	64.55	19,760,949.70	
	COCA-COLA ENTERPRISES	50,500	27.15	1,371,075.00	
	CONAGRA FOODS INC	64,850	22.76	1,475,986.00	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	27,600	20.95	578,220.00	
	DR PEPPER SNAPPLE GROUP-W/I	35,186	36.41	1,281,122.26	
	GENERAL MILLS INC	94,680	36.10	3,417,948.00	
	HANSEN NATURAL CORPORATION	11,100	57.27	635,697.00	
	HEINZ (H. J.) CO	46,900	47.72	2,238,068.00	
	HERSHEY CO/THE	23,300	50.33	1,172,689.00	
	HORMEL FOODS CORP	21,600	26.92	581,472.00	
	JM SMUCKER CO/THE	17,600	67.33	1,185,008.00	
	KELLOGG CO	39,000	53.01	2,067,390.00	
	KRAFT FOODS INC-A	256,918	30.91	7,941,335.38	
	LORILLARD INC	22,387	79.53	1,780,438.11	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	17,800	46.06	819,868.00	
	MEAD JOHNSON NUTRITION CO	30,200	61.31	1,851,562.00	
	MOLSON COORS BREWING CO -B	23,900	45.60	1,089,840.00	
	PEPSICO INC	234,321	63.41	14,858,294.61	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	269,975	61.43	16,584,564.25	
RALCORP HOLDINGS INC	8,500	64.60	549,100.00		
REYNOLDS AMERICAN INC	51,600	34.56	1,783,296.00		
SARA LEE CORP	92,700	17.01	1,576,827.00		
TYSON FOODS INC-CL A	43,100	18.63	802,953.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	AVON PRODUCTS, INC	63,240	29.02	1,835,224.80	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	10,500	73.89	775,845.00	
	CLOROX COMPANY	20,500	68.15	1,397,075.00	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	71,600	78.42	5,614,872.00	
	ENERGIZER HOLDINGS INC	10,200	69.76	711,552.00	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	16,800	94.48	1,587,264.00	
	KIMBERLY-CLARK CORP	60,347	65.66	3,962,384.02	
	PROCTER & GAMBLE CO	417,915	64.30	26,871,934.50	
	AETNA INC	61,500	38.29	2,354,835.00	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	41,100	37.79	1,553,169.00	
	BARD (C.R.) INC	13,800	98.71	1,362,198.00	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	86,110	53.03	4,566,413.30	
	BECKMAN COULTER INC	10,200	82.97	846,294.00	
	BECTON DICKINSON & CO	34,200	81.28	2,779,776.00	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	223,486	7.54	1,685,084.44	
	CARDINAL HEALTH INC	51,754	42.14	2,180,913.56	
	CAREFUSION CORP	30,077	28.04	843,359.08	
	CERNER CORP	10,400	99.78	1,037,712.00	
	CIGNA CORP	40,800	43.13	1,759,704.00	
	COVENTRY HEALTH CARE INC	22,550	30.48	687,324.00	
	COVIDIEN PLC	73,932	51.42	3,801,583.44	
	DAVITA INC	15,200	79.67	1,210,984.00	
	DENTSPLY INTERNATIONAL INC	20,000	36.99	739,800.00	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	16,700	89.50	1,494,650.00	
	EXPRESS SCRIPTS INC	75,900	56.77	4,308,843.00	
	HENRY SCHEIN INC	13,500	69.87	943,245.00	
	HOLOGIC INC	39,344	20.63	811,666.72	
	HUMANA INC	25,000	61.44	1,536,000.00	
	INTUITIVE SURGICAL INC	5,800	340.92	1,977,336.00	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	15,200	89.01	1,352,952.00	
	MCKESSON CORP	38,600	80.64	3,112,704.00	
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	63,910	64.78	4,140,089.80	
	MEDTRONIC, INCORPORATED	159,545	41.27	6,584,422.15	
	OMNICARE INC	18,300	26.96	493,368.00	
	PATTERSON COS INC	14,400	33.85	487,440.00	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	22,200	57.56	1,277,832.00	
	ST JUDE MEDICAL INC	49,700	48.51	2,410,947.00	
	STRYKER CORP	43,900	63.00	2,765,700.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	165,668	42.84	7,097,217.12	
	VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	18,000	70.00	1,260,000.00	
	WELLPOINT INC	58,898	67.40	3,969,725.20	
	ZIMMER HOLDINGS INC	29,600	63.73	1,886,408.00	
	ABBOTT LABORATORIES	227,353	46.88	10,658,308.64	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	51,300	43.92	2,253,096.00	
	ALEXION PHARMACEUTICALS INC	13,300	94.64	1,258,712.00	
	ALLERGAN INC	45,300	75.02	3,398,406.00	
	AMGEN INC	141,162	52.24	7,374,302.88	
BIOGEN IDEC INC	35,657	67.64	2,411,839.48		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	252,575	25.49	6,438,136.75	
	CELGENE CORP	69,300	53.51	3,708,243.00	
	CEPHALON INC	11,100	58.63	650,793.00	
	COVANCE INC	10,000	58.80	588,000.00	
	ELI LILLY & CO	152,933	34.60	5,291,481.80	
	FOREST LABORATORIES INC	42,100	34.33	1,445,293.00	
	GENZYME CORP - GENL DIVISION	37,600	75.38	2,834,288.00	
	GILEAD SCIENCES INC	123,600	39.30	4,857,480.00	
	HOSPIRA INC	24,715	54.61	1,349,686.15	
	HUMAN GENOME SCIENCES INC	28,600	25.72	735,592.00	
	ILLUMINA INC	18,400	72.27	1,329,768.00	
	JOHNSON & JOHNSON	405,670	61.11	24,790,493.70	
	LIFE TECHNOLOGIES CORP	27,000	54.41	1,469,070.00	
	MERCK & CO. INC.	452,719	32.85	14,871,819.15	
	MYLAN INC	45,600	23.34	1,064,304.00	
	PERRIGO CO	12,200	75.70	923,540.00	
	PFIZER	1,183,872	19.19	22,718,503.68	
	PHARMACEUTICAL PRODUCT DEVEL	17,500	27.97	489,475.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	60,100	57.68	3,466,568.00	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	29,900	39.16	1,170,884.00	
	WARNER CHILCOTT PLC-CLASS A	16,800	24.62	413,616.00	
	WATERS CORPORATION	13,600	83.38	1,133,968.00	
	WATSON PHARMACEUTICALS INC	19,600	55.75	1,092,700.00	
	BB&T CORPORATION	102,100	28.41	2,900,661.00	
	CIT GROUP INC	28,100	43.28	1,216,168.00	
	COMERICA INC	26,000	39.65	1,030,900.00	
	FIFTH THIRD BANCORP	135,143	15.02	2,029,847.86	
	HUDSON CITY BANCORP INC	69,900	11.42	798,258.00	
	KEYCORP	129,740	9.53	1,236,422.20	
	M & T BANK CORP	12,300	91.01	1,119,423.00	
	MARSHALL & ILSLEY CORP	76,099	7.57	576,069.43	
	NEW YORK COMMUNITY BANCORP	61,000	18.85	1,149,850.00	
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL IN	54,700	13.41	733,527.00	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	77,388	63.99	4,952,058.12	
	REGIONS FINANCIAL CORP	185,037	7.79	1,441,438.23	
	SUNTRUST BANKS INC	73,708	31.74	2,339,491.92	
	US BANCORP	282,357	28.56	8,064,115.92	
	WELLS FARGO & COMPANY	732,220	32.64	23,899,660.80	
	AMERICAN EXPRESS COMPANY	159,501	45.53	7,262,080.53	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	36,980	64.73	2,393,715.40	
	BANK OF AMERICA CORP	1,477,200	14.75	21,788,700.00	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	178,892	31.69	5,669,087.48	
	BLACKROCK INC	13,000	206.67	2,686,710.00	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	67,284	52.69	3,545,193.96	
	CITIGROUP INC	4,278,466	4.91	21,007,268.06	
	CME GROUP INC	9,900	302.84	2,998,116.00	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	80,157	21.86	1,752,232.02	
EATON VANCE CORP	17,400	33.92	590,208.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	FRANKLIN RESOURCES INC	23,300	130.40	3,038,320.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	72,200	168.04	12,132,488.00	
	INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	9,300	127.18	1,182,774.00	
	INVESCO LTD	69,211	27.35	1,892,920.85	
	JEFFERIES GROUP INC (NEW)	17,300	25.04	433,192.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	583,987	48.00	28,031,376.00	
	LEGG MASON INC	22,800	37.24	849,072.00	
	LEUCADIA NATIONAL CORP	28,700	34.05	977,235.00	
	MOODY'S CORP	29,400	30.69	902,286.00	
	MORGAN STANLEY	185,214	30.99	5,739,781.86	
	NASDAQ OMX GROUP	20,400	29.09	593,436.00	
	NORTHERN TRUST CORP	32,100	54.55	1,751,055.00	
	NYSE GROUP INC	38,500	37.79	1,454,915.00	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	149,500	19.45	2,907,775.00	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	19,500	23.33	454,935.00	
	SLM CORP	71,600	15.20	1,088,320.00	
	STATE STREET CORP	73,973	46.12	3,411,634.76	
	T ROWE PRICE GROUP INC	37,778	71.10	2,686,015.80	
	TD AMERITRADE HOLDING CORP	34,000	21.76	739,840.00	
	ACE LTD	50,000	65.74	3,287,000.00	
	AFLAC INC	69,410	59.08	4,100,742.80	
	ALLSTATE CORP	75,360	32.11	2,419,809.60	
	AMERICAN INT'L GROUP	21,413	41.51	888,853.63	
	AON CORP	43,700	52.93	2,313,041.00	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	7,700	90.12	693,924.00	
	ASSURANT INC	15,700	41.71	654,847.00	
	AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	16,800	37.81	635,208.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	126,100	85.05	10,724,805.00	
	CHUBB CORP	46,418	61.31	2,845,887.58	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	22,771	34.25	779,906.75	
	EVEREST RE GROUP LTD	8,300	90.58	751,814.00	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL INC CL-A	33,565	14.26	478,636.90	
	GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	72,100	13.99	1,008,679.00	
	HARTFORD FINANCIAL SERVICES GR	62,200	30.80	1,915,760.00	
	LINCOLN NATIONAL CORP	46,707	32.06	1,497,426.42	
	LOEWS CORP	49,290	43.19	2,128,835.10	
	MARSH & MCLENNAN COS	79,939	30.78	2,460,522.42	
	METLIFE INC	137,840	47.65	6,568,076.00	
	OLD REPUBLIC INTL CORP	37,550	12.84	482,142.00	
	PARTNERRE LTD	10,900	82.10	894,890.00	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	47,200	34.69	1,637,368.00	
	PROGRESSIVE CORP	93,500	20.40	1,907,400.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	68,486	67.02	4,589,931.72	
	RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	8,500	70.58	599,930.00	
	TORCHMARK CORP	12,300	65.45	805,035.00	
	TRANSATLANTIC HOLDINGS INC	9,900	52.34	518,166.00	
	TRAVELERS COS INC/THE	69,313	60.92	4,222,547.96	
UNUM GROUP	48,200	26.87	1,295,134.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	VALIDUS HOLDINGS LTD	9,300	32.04	297,972.00	
	WHITE MOUNTAINS INSURANCE GP	1,200	370.25	444,300.00	
	WILLIS GROUP HOLDINGS PLC	25,100	39.68	995,968.00	
	WR BERKLEY CORP	19,750	30.37	599,807.50	
	XL GROUP PLC	50,400	24.65	1,242,360.00	
	ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	104,100	17.60	1,832,160.00	
	CB RICHARD ELLIS GROUP INC-A	42,700	25.46	1,087,142.00	
	RAYONIER INC	11,900	61.95	737,205.00	
	WEYERHAEUSER CO	78,912	25.16	1,985,425.92	
	ACCENTURE PLC-CL A	93,900	53.61	5,033,979.00	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	81,200	11.06	898,072.00	
	ADOBE SYSTEMS INC	77,400	35.39	2,739,186.00	
	AKAMAI TECHNOLOGIES	27,300	41.57	1,134,861.00	
	ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	8,000	78.96	631,680.00	
	AUTODESK INC	33,500	43.40	1,453,900.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	72,500	49.94	3,620,650.00	
	BMC SOFTWARE INC	26,400	50.98	1,345,872.00	
	CA INC	60,800	25.22	1,533,376.00	
	CITRIX SYSTEMS INC	27,600	72.63	2,004,588.00	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	44,400	77.73	3,451,212.00	
	COMPUTER SCIENCES CORP	22,800	48.94	1,115,832.00	
	EBAY INC	173,972	34.55	6,010,732.60	
	ELECTRONIC ARTS INC	48,710	19.29	939,615.90	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION	37,523	32.14	1,205,989.22	
	FISERV INC	22,200	63.52	1,410,144.00	
	GOOGLE INC-CLASS A	36,300	630.08	22,871,904.00	
	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINE	185,778	164.84	30,623,645.52	
	INTUIT INC	44,000	54.11	2,380,840.00	
	LENDER PROCESSING SERVICES	14,400	33.43	481,392.00	
	MASTERCARD INC-CLASS A	15,800	250.74	3,961,692.00	
	MCAFEE INC	22,400	47.91	1,073,184.00	
	MICROSOFT CORP	1,147,091	27.10	31,086,166.10	
	NUANCE COMMUNICATIONS INC	34,700	19.46	675,262.00	
	ORACLE CORP	592,276	33.69	19,953,778.44	
	PAYCHEX INC	48,000	33.64	1,614,720.00	
	RED HAT INC	27,900	45.43	1,267,497.00	
	SAIC INC	56,000	16.52	925,120.00	
	SALESFORCE.COM INC	17,100	143.08	2,446,668.00	
	SYMANTEC CORP	116,300	18.58	2,160,854.00	
	SYNOPSIS INC	21,800	28.63	624,134.00	
	TERADATA CORP	24,700	49.45	1,221,415.00	
	TOTAL SYSTEM SERVICES INC	26,175	17.63	461,465.25	
	VERISIGN INC	25,700	36.76	944,732.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	73,200	75.83	5,550,756.00	
VMWARE INC-CLASS A	10,800	88.74	958,392.00		
WESTERN UNION CO	97,248	21.66	2,106,391.68		
YAHOO! INC	188,700	17.67	3,334,329.00		
AMPHENOL CORP-CL A	25,600	57.39	1,469,184.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	APPLE INC	134,600	350.56	47,185,376.00	
	ARROW ELECTRONICS INC	17,400	42.10	732,540.00	
	AVNET INC	22,400	36.97	828,128.00	
	CISCO SYSTEMS INC	841,213	18.85	15,856,865.05	
	CORNING INC	230,000	23.23	5,342,900.00	
	DELL INC	257,858	15.43	3,978,748.94	
	DOLBY LABORATORIES INC-CL A	8,300	51.93	431,019.00	
	EMC CORP/MASS	302,500	27.18	8,221,950.00	
	F5 NETWORKS INC	11,900	120.95	1,439,305.00	
	FLEXTRONICS INTL LTD	115,700	8.42	974,194.00	
	FLIR SYSTEMS INC	24,000	32.29	774,960.00	
	HARRIS CORP	19,600	48.65	953,540.00	
	HEWLETT-PACKARD CO	343,900	48.67	16,737,613.00	
	JUNIPER NETWORKS INC	76,600	44.00	3,370,400.00	
	MOTOROLA MOBILITY HOLDINGS I	40,862	30.03	1,227,085.86	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	46,671	39.01	1,820,635.71	
	NETAPP INC	52,660	53.05	2,793,613.00	
	QUALCOMM INC	236,438	59.21	13,999,493.98	
	SANDISK CORP	34,400	51.38	1,767,472.00	
	SEAGATE TECHNOLOGY	69,500	13.73	954,235.00	
	TYCO ELECTRONICS LTD	65,832	37.72	2,483,183.04	
	WESTERN DIGITAL CORP	33,800	33.24	1,123,512.00	
	XEROX CORP	203,712	11.32	2,306,019.84	
	AMERICAN TOWER CORP-CL A	59,100	54.26	3,206,766.00	
	AT&T INC	870,252	28.57	24,863,099.64	
	CENTURYLINK INC	44,461	41.23	1,833,127.03	
	CROWN CASTLE INTL CORP	42,800	43.78	1,873,784.00	
	FRONTIER COMMUNICATIONS CORP	146,085	9.46	1,381,964.10	
	METROPCS COMMUNICATIONS INC	37,600	13.41	504,216.00	
	NII HOLDINGS INC	24,900	41.00	1,020,900.00	
	QWEST COMMUNICATIONS INTL	230,600	6.79	1,565,774.00	
	SBA COMMUNICATIONS CORP-CL A	16,100	43.46	699,706.00	
	SPRINT NEXTEL CORP	434,438	4.50	1,954,971.00	
	TELEPHONE AND DATA SYSTEMS	7,800	34.29	267,462.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	416,348	36.62	15,246,663.76	
	WINDSTREAM CORP	71,200	12.60	897,120.00	
	AES CORP	99,400	12.88	1,280,272.00	
	ALLEGHENY ENERGY INC	25,000	25.01	625,250.00	
	ALLIANT ENERGY CORP	16,400	39.04	640,256.00	
	AMEREN CORPORATION	35,300	28.89	1,019,817.00	
	AMERICAN ELECTRIC POWER COMPANY	70,700	35.76	2,528,232.00	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	25,800	27.83	718,014.00	
	CALPINE CORP	54,000	14.81	799,740.00	
	CENTERPOINT ENERGY INC	59,100	15.90	939,690.00	
	CONSOLIDATED EDISON INC	41,700	49.02	2,044,134.00	
	CONSTELLATION ENERGY GROUP	28,300	31.30	885,790.00	
	DOMINION RESOURCES INC	86,800	44.37	3,851,316.00	
DTE ENERGY COMPANY	24,900	47.13	1,173,537.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	DUKE ENERGY CORP	194,256	17.94	3,484,952.64	
	EDISON INTERNATIONAL	45,600	36.68	1,672,608.00	
	ENERGEN CORP	10,100	59.90	604,990.00	
	ENTERGY CORP	27,600	71.71	1,979,196.00	
	EXELON CORP	97,400	41.58	4,049,892.00	
	FIRSTENERGY CORP	44,900	37.90	1,701,710.00	
	INTEGRYS ENERGY GROUP INC	11,400	49.34	562,476.00	
	MDU RESOURCES GROUP INC	27,200	21.47	583,984.00	
	NEXTERA ENERGY INC	58,194	54.59	3,176,810.46	
	NISOURCE INC	42,200	19.10	806,020.00	
	NORTHEAST UTILITIES	26,000	33.44	869,440.00	
	NRG ENERGY INC	37,300	20.89	779,197.00	
	NSTAR	15,300	44.35	678,555.00	
	ONEOK INC	14,900	64.65	963,285.00	
	P G & E CORP	57,600	45.38	2,613,888.00	
	PEPCO HOLDINGS INC	34,000	18.90	642,600.00	
	PINNACLE WEST CAPITAL	16,100	41.88	674,268.00	
	PPL CORPORATION	71,100	25.03	1,779,633.00	
	PROGRESS ENERGY INC	43,100	45.70	1,969,670.00	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	74,600	31.74	2,367,804.00	
	SCANA CORP	17,800	40.43	719,654.00	
	SEMPRA ENERGY	34,700	53.30	1,849,510.00	
	SOUTHERN COMPANY	122,432	37.87	4,636,499.84	
	WISCONSIN ENERGY CORP	17,300	58.73	1,016,029.00	
	XCEL ENERGY INC	67,700	23.81	1,611,937.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES	87,092	9.18	799,504.56	
	ALTERA CORPORATION	45,300	41.71	1,889,463.00	
	ANALOG DEVICES	44,000	41.12	1,809,280.00	
	APPLIED MATERIALS INC	197,800	16.46	3,255,788.00	
	AVAGO TECHNOLOGIES LTD	23,000	33.85	778,550.00	
	BROADCOM CORP-CL A	66,035	42.14	2,782,714.90	
	CREE INC	15,600	54.68	853,008.00	
	FIRST SOLAR INC	8,200	168.22	1,379,404.00	
	INTEL CORP	820,065	22.14	18,156,239.10	
	KLA-TENCOR CORPORATION	24,761	49.89	1,235,326.29	
	LAM RESEARCH CORP	18,300	56.10	1,026,630.00	
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	33,125	35.83	1,186,868.75	
	LSI CORP	94,600	6.75	638,550.00	
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	81,400	18.90	1,538,460.00	
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	44,000	28.11	1,236,840.00	
	MEMC ELECTRONIC MATERIALS	35,237	14.59	514,107.83	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	27,400	38.19	1,046,406.00	
	MICRON TECHNOLOGY INC	131,800	11.72	1,544,696.00	
	NATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	37,100	15.58	578,018.00	
	NVIDIA CORP	84,600	25.65	2,169,990.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INCORPORATED	176,027	36.23	6,377,458.21	
XILINX INC	38,200	33.92	1,295,744.00		
	米ドル 小計	48,390,242	—	1,852,534,246.75 (153,927,070,562)	

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	21,300	26.67	568,071.00	
	ATHABASCA OIL SANDS CORP	30,500	16.63	507,215.00	
	BAYTEX ENERGY CORP	16,500	52.50	866,250.00	
	BONAVISTA ENERGY CORP	10,600	30.75	325,950.00	
	CAMECO CORP	57,900	41.34	2,393,586.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	160,340	47.25	7,576,065.00	
	CANADIAN OIL SANDS LTD	35,000	29.59	1,035,650.00	
	CENOVUS ENERGY INC	110,740	36.51	4,043,117.40	
	ENBRIDGE INC	53,420	57.47	3,070,047.40	
	ENCANA CORP	108,340	30.52	3,306,536.80	
	ENERPLUS CORP	26,200	30.21	791,502.00	
	HUSKY ENERGY INC	37,600	29.08	1,093,408.00	
	IMPERIAL OIL LTD	43,700	48.12	2,102,844.00	
	MEG ENERGY CORP	7,300	45.83	334,559.00	
	NEXEN INC	77,300	25.19	1,947,187.00	
	NIKO RESOURCES LTD	7,000	83.44	584,080.00	
	PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP	37,000	30.53	1,129,610.00	
	PENGROWTH ENERGY CORP	47,500	12.42	589,950.00	
	PENN WEST PETROLEUM LTD	67,578	26.40	1,784,059.20	
	PETROBAKKEN ENERGY LTD-A	12,400	22.28	276,272.00	
	PROGRESS ENERGY RESOURCES CO	28,800	12.89	371,232.00	
	SUNCOR ENERGY INC	230,132	44.28	10,190,244.96	
	TALISMAN ENERGY INC	150,100	24.24	3,638,424.00	
	TRANSCANADA CORP	102,050	38.01	3,878,920.50	
	VERMILION ENERGY INC	12,400	49.38	612,312.00	
	AGNICO-EAGLE MINES	24,700	70.26	1,735,422.00	
	AGRIUM INC	23,200	92.01	2,134,632.00	
	BARRICK GOLD CORP	145,200	50.82	7,379,064.00	
	CENTERRA GOLD INC	25,500	18.31	466,905.00	
	ELDORADO GOLD CORPORATION	80,600	17.18	1,384,708.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	12,300	126.79	1,559,517.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	17,400	32.28	561,672.00	
	GOLDCORP INC	116,640	44.47	5,186,980.80	
	IAMGOLD CORP	52,100	21.22	1,105,562.00	
	INMET MINING CORPORATION	7,500	71.93	539,475.00	
	IVANHOE MINES LTD	44,800	27.39	1,227,072.00	
	KINROSS GOLD CORP	164,920	16.25	2,679,950.00	
	OSISKO MINING CORP	50,500	13.76	694,880.00	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	15,000	37.17	557,550.00	
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	131,100	59.17	7,757,187.00	
	SHERRITT INTERNATIONAL CORP	44,700	9.60	429,120.00	
	SILVER WHEATON CORP	48,200	38.68	1,864,376.00	
	SINO-FOREST CORPORATION	36,200	22.23	804,726.00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	85,445	54.33	4,642,226.85	
	YAMANA GOLD INC	109,200	12.18	1,330,056.00	
	BOMBARDIER INC CL B	211,640	6.57	1,390,474.80	
	CAE INC	39,000	12.96	505,440.00	
FINNING INTERNATIONAL INC	25,200	28.13	708,876.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
カナダドル	SNC-LAVALIN GROUP INC	22,300	60.93	1,358,739.00	
	RITCHIE BROS. AUCTIONEERS	14,000	26.00	364,000.00	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	68,600	71.33	4,893,238.00	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	24,910	67.56	1,682,919.60	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	32,100	57.59	1,848,639.00	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	17,900	30.88	552,752.00	
	TIM HORTONS INC	25,703	41.85	1,075,670.55	
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	51,440	21.04	1,082,297.60	
	THOMSON REUTERS CORP	55,153	39.11	2,157,033.83	
	YELLOW MEDIA INC	79,400	5.75	456,550.00	
	CANADIAN TIRE CORP -CL A	11,600	64.75	751,100.00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	19,000	27.09	514,710.00	
	EMPIRE CO LTD 'A'	4,700	53.82	252,954.00	
	LOBLAW COMPANIES LTD	17,000	40.03	680,510.00	
	METRO INC -A	15,500	44.47	689,285.00	
	SHOPPERS DRUG MART CORP	32,100	40.00	1,284,000.00	
	WESTON (GEORGE) LTD	8,000	70.73	565,840.00	
	SAPUTO INC	22,100	41.40	914,940.00	
	VITERRA INC	54,800	11.81	647,188.00	
	VALEANT PHARMACEUTICALS INTE	39,600	40.03	1,585,188.00	
	BANK OF MONTREAL	82,900	61.38	5,088,402.00	
	BANK OF NOVA SCOTIA	151,100	60.60	9,156,660.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	57,600	81.81	4,712,256.00	
	NATIONAL BANK OF CANADA	23,900	73.98	1,768,122.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	209,700	57.10	11,973,870.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	128,950	80.08	10,326,316.00	
	CI FINANCIAL CORP	24,600	22.65	557,190.00	
	IGM FINANCIAL INC	17,400	46.07	801,618.00	
	ONEX CORPORATION	14,700	34.01	499,947.00	
	TMX GROUP INC	11,300	41.01	463,413.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,000	380.00	1,140,000.00	
	GREAT-WEST LIFECO INC	41,900	27.77	1,163,563.00	
	INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANC	12,900	38.60	497,940.00	
	INTACT FINANCIAL CORP	16,900	51.17	864,773.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	259,400	18.91	4,905,254.00	
	POWER CO OF CANADA	51,300	28.98	1,486,674.00	
	POWER FINANCIAL CORP	36,500	31.53	1,150,845.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	83,900	32.92	2,761,988.00	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT-CL A	76,225	32.09	2,446,060.25	
	BROOKFIELD PROPERTIES CORP	37,025	17.25	638,681.25	
	CGI GROUP INC	36,200	19.58	708,796.00	
	OPEN TEXT CORP	8,700	56.89	494,943.00	
	RESEARCH IN MOTION	72,100	68.92	4,969,132.00	
	BCE INC	36,892	35.88	1,323,684.96	
	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	64,700	34.90	2,258,030.00	
	TELUS CORP	7,300	48.95	357,335.00	
	TELUS CORPORATION -NON VOTE	22,200	46.88	1,040,736.00	
CANADIAN UTILITIES LTD A	12,700	50.89	646,303.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
カナダドル	FORTIS INC	25,500	33.81	862,155.00	
	TRANSALTA CORP	32,400	21.01	680,724.00	
カナダドル 小計		5,278,543	—	198,765,931.75 (16,751,992,727)	
ユーロ	CIE GENERALE DE GEOPHYSIQUE	21,827	23.94	522,538.38	
	ENI SPA	383,430	18.37	7,043,609.10	
	FUGRO NV-CVA	10,354	60.55	626,934.70	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	34,073	15.15	516,205.95	
	NESTE OIL OYJ	19,455	12.80	249,024.00	
	OMV AG	22,092	33.98	750,686.16	
	REPSOL YPF SA	107,883	24.57	2,651,224.72	
	SAIPEM	38,993	37.72	1,470,815.96	
	SBM OFFSHORE NV	24,687	18.25	450,537.75	
	TECHNIP S. A.	14,494	72.13	1,045,452.22	
	TENARIS SA	69,546	17.61	1,224,705.06	
	TOTAL SA	311,279	43.60	13,573,320.79	
	ACERINOX SA	15,981	13.28	212,227.68	
	AIR LIQUIDE	41,672	95.31	3,971,758.32	
	AKZO NOBEL	34,119	50.21	1,713,114.99	
	ARCELORMITTAL	126,437	27.50	3,477,649.68	
	BASF SE	135,270	61.54	8,324,515.80	
	CIMPOR-CIMENTOS DE PORTUGAL	32,306	4.91	158,719.37	
	CRH PLC	104,277	17.00	1,772,709.00	
	ERAMET	855	259.30	221,701.50	
	HEIDELBERGCEMENT AG	20,711	52.60	1,089,398.60	
	IMERYS SA	5,835	51.50	300,502.50	
	K+S AG	21,142	57.43	1,214,185.06	
	KONINKLIJKE DSM NV	22,712	43.50	988,085.56	
	LAFARGE SA	29,532	47.89	1,414,435.14	
	LANXESS	12,254	56.65	694,189.10	
	LINDE AG	24,901	112.10	2,791,402.10	
	OUTOKUMPU OYJ	19,813	13.40	265,494.20	
	RAUTARUUKKI OYJ	12,773	17.51	223,655.23	
	SALZGITTER AG	6,509	61.15	398,025.35	
	SOLVAY SA	8,733	83.90	732,698.70	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	85,681	8.39	719,291.99	
	THYSSENKRUPP AG	49,252	30.27	1,490,858.04	
	UMICORE	16,790	38.01	638,187.90	
	UPM-KYMMENE OYJ	76,579	14.61	1,118,819.19	
	VOESTALPINE AG	16,675	33.80	563,615.00	
	WACKER CHEMIE AG	2,375	139.15	330,481.25	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	20,855	33.77	704,273.35	
	ALSTOM	30,329	44.33	1,344,484.57	
	BEKAERT NV	5,726	77.16	441,818.16	
BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	10,410	37.65	391,988.55		
BOUYGUES	34,042	33.89	1,153,683.38		
BRENTAG AG	4,382	76.93	337,107.26		
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	58,631	42.75	2,506,475.25		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ユーロ	EIFFAGE	6,465	41.56	268,717.72	
	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	60,103	21.65	1,301,229.95	
	FERROVIAL SA	64,817	8.84	573,435.99	
	FIAT INDUSTRIAL	112,603	10.33	1,163,188.99	
	FINMECCANICA SPA	59,604	9.48	565,343.94	
	FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	6,369	23.12	147,251.28	
	GEA GROUP AG	24,364	22.93	558,788.34	
	HOCHTIEF AG	6,905	69.77	481,761.85	
	KONE OYJ-B	22,932	39.87	914,298.84	
	LEGRAND SA	23,254	29.84	693,899.36	
	MAN SE	15,572	85.91	1,337,790.52	
	METSO OYJ	18,822	37.70	709,589.40	
	PHILIPS ELECTRONICS NV	145,226	23.82	3,460,009.45	
	PRYSMIAN SPA	27,621	15.56	429,782.76	
	SAFRAN S. A.	24,568	25.25	620,464.84	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	35,800	119.15	4,265,570.00	
	SIEMENS AG-REG	121,176	98.00	11,875,248.00	
	THALES SA	13,856	27.55	381,732.80	
	VALLOUREC	16,307	79.66	1,299,015.62	
	VINCI S. A.	64,784	44.61	2,890,338.16	
	WARTSILA OYJ	11,620	55.35	643,167.00	
	ZARDOYA OTIS SA	21,596	11.49	248,138.04	
	BIC	3,933	63.82	251,004.06	
	BUREAU VERITAS SA	7,595	55.70	423,041.50	
	EDENRED	23,484	18.41	432,340.44	
	RANDSTAD HOLDING NV	16,250	39.90	648,375.00	
	ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	43,537	14.88	647,830.56	
	ADP	4,593	65.07	298,866.51	
	AIR FRANCE - KLM	20,501	12.47	255,647.47	
	ATLANTIA SPA	35,364	16.76	592,700.64	
	BRISA	27,315	5.23	143,075.97	
	DEUTSCHE POST AG-REG	124,641	13.82	1,723,161.82	
	FRAPORT AG	5,576	52.39	292,126.64	
	GROUPE EUROTUNNEL SA - REGR	70,295	7.43	522,291.85	
	INTERNATIONAL CONSOLIDATED A	164,475	2.93	483,063.07	
	LUFTHANSA (REGD)	33,722	15.70	529,435.40	
	TNT NV	55,426	20.45	1,133,738.83	
	VOPAK (KON)	10,878	34.85	379,098.30	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	48,763	60.56	2,953,087.28	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	8,075	39.58	319,648.87	
	CONTINENTAL AG	7,364	62.84	462,753.76	
	DAIMLER AG	132,873	52.63	6,993,105.99	
	FIAT SPA	112,603	7.08	797,229.24	
	MICHELIN CLASS B (BROWN BDS)	25,979	59.60	1,548,348.40	
	NOKIAN RENKAAT OYJ	16,406	30.41	498,906.46	
	PEUGEOT SA	22,406	29.63	663,889.78	
PIRELLI & CO SPA	37,968	6.00	227,997.84		
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE-PFD	12,887	67.29	867,166.23		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ユーロ	RENAULT SA	28,310	44.99	1,273,666.90	
	VOLKSWAGEN AG	4,346	113.40	492,836.40	
	VOLKSWAGEN AG (PREF)	25,058	119.65	2,998,189.70	
	ADIDAS-SALOMON AG	30,813	47.86	1,474,710.18	
	CHRISTIAN DIOR	9,368	106.65	999,097.20	
	HERMES INTERNATIONAL	1,634	146.30	239,054.20	
	LUXOTTICA GROUP SPA	17,644	22.07	389,403.08	
	LVMH MOET HENNESSY LOUI V SA	36,068	116.25	4,192,905.00	
	PUMA AG	843	214.00	180,402.00	
	ACCOR SA	21,776	35.50	773,156.88	
	AUTOGRILL SPA	16,968	10.63	180,369.84	
	OPAP SA	32,887	16.00	526,192.00	
	SODEXO	13,886	50.11	695,827.46	
	TUI AG	20,994	10.18	213,823.89	
	AXEL SPRINGER AG	2,296	117.25	269,206.00	
	EUTELSAT COMMUNICATIONS	15,031	28.40	426,880.40	
	GESTEVISION TELECINCO SA	25,892	9.24	239,242.08	
	JC DECAUX SA	10,079	23.98	241,694.42	
	KABEL DEUTSCHLAND HOLDING AG	8,354	40.80	340,843.20	
	LAGARDERE S. C. A.	17,382	33.42	580,993.35	
	M6-METROPOLE TELEVISION	9,975	18.37	183,290.62	
	MEDIASET SPA	107,548	4.69	505,206.73	
	PAGESJAUNES GROUPE SA	21,084	7.09	149,633.14	
	PROSIEBEN SAT1 MEDIA AG-PFD	11,847	23.49	278,345.26	
	PUBLICIS GROUPE	18,197	41.02	746,531.92	
	REED ELSEVIER NV	101,259	9.92	1,004,489.28	
	SANOMAWSOY OYJ	13,056	16.09	210,071.04	
	SES	44,137	18.41	812,782.85	
	TELEVISION FRANCAISE (T. F. 1)	17,287	14.52	251,007.24	
	VIVENDI SA	182,105	20.82	3,791,426.10	
	WOLTERS KLUWER	43,986	17.56	772,394.16	
	INDITEX	32,131	54.49	1,750,818.19	
	PPR	11,186	115.60	1,293,101.60	
	CARREFOUR SA	88,243	36.00	3,177,189.21	
	CASINO GUICHARD PERRACHON	8,127	72.02	585,306.54	
	COLRUYT SA	11,107	36.64	407,016.01	
	DELHAIZE GROUP	14,935	57.75	862,496.25	
	JERONIMO MARTINS	34,074	11.59	394,917.66	
	KESKO OYJ-B SHS	10,351	32.77	339,202.27	
	KONINKLIJKE AHOLD NV	175,536	9.86	1,730,784.96	
	METRO AG	19,094	54.68	1,044,059.92	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	106,357	40.04	4,258,534.28	
	COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	26,942	20.70	557,699.40	
	DANONE	85,881	45.83	3,936,355.63	
	HEINEKEN HOLDING NV	16,968	33.37	566,307.00	
	HEINEKEN NV	38,175	38.00	1,450,650.00	
	KERRY GROUP PLC-A	20,652	25.15	519,397.80	
PARMALAT SPA	255,171	2.18	556,272.78		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ユーロ	PERNOD-RICARD	29,187	67.01	1,955,820.87	
	SUEDZUCKER AG	10,579	20.36	215,388.44	
	UNILEVER NV-CVA	239,911	21.93	5,261,248.23	
	BEIERSDORF AG	14,846	43.55	646,543.30	
	HENKEL AG & CO KGAA	19,131	38.17	730,230.27	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	26,240	45.30	1,188,672.00	
	L'OREAL	35,301	85.87	3,031,296.87	
	BIOMERIEUX	1,897	80.60	152,898.20	
	CELESIO AG	12,267	19.67	241,291.89	
	ESSILOR INTERNATIONAL	29,780	51.66	1,538,434.80	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG & Co	28,312	47.22	1,337,034.20	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	16,238	62.43	1,013,738.34	
	BAYER AG	121,790	57.18	6,963,952.20	
	ELAN CORP PLC	73,241	4.90	359,540.06	
	GRIFOLS SA	21,426	11.86	254,219.49	
	MERCK KGAA	9,518	62.70	596,778.60	
	ORION OYJ	14,588	16.54	241,285.52	
	QIAGEN N. V.	35,312	14.97	528,797.20	
	SANOFI AVENTIS SA	154,444	50.87	7,856,566.28	
	UCB SA	14,853	27.85	413,730.31	
	ALPHA BANK A. E.	77,020	4.79	368,925.80	
	ANGLO IRISH BANK CORP PLC	126,938	0.01	1,269.38	
	BANCA CARIGE SPA	90,635	1.79	162,417.92	
	BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	336,630	1.00	337,976.52	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	629,263	9.32	5,870,394.52	
	BANCO COMERCIAL PORTUGUES-REG	414,840	0.63	262,593.72	
	BANCO DE SABADELL SA	152,194	3.27	498,283.15	
	BANCO DE VALENCIA SA	34,287	3.85	132,004.95	
	BANCO ESPIRITO SANTO-REG	83,800	3.17	266,148.80	
	BANCO POPOLARE SPA	226,385	2.71	613,503.35	
	BANCO POPULAR ESPANOL	127,622	4.59	586,423.09	
	BANCO SANTANDER SA	1,211,906	9.26	11,224,673.37	
	BANK OF CYPRUS PUBLIC CO LTD	107,790	3.57	384,810.30	
	BANK OF IRELAND	515,604	0.38	197,991.93	
	BANKINTER SA	41,837	4.93	206,381.92	
	BNP PARIBAS	141,167	58.24	8,221,566.08	
	COMMERZBANK AG	104,391	6.15	642,004.65	
	CREDIT AGRICOLE SA	141,483	12.21	1,727,507.43	
	DEXIA	84,056	3.50	294,532.22	
	EFG EUROBANK ERGASIAS	49,038	5.26	257,939.88	
	ERSTE GROUP BANK AG	27,849	38.68	1,077,338.56	
	INTESA SANPAOLO	1,134,327	2.53	2,872,683.12	
	INTESA SANPAOLO-RNC	144,260	2.17	313,765.50	
	KBC GROUP	23,721	31.98	758,716.18	
	NATIONAL BANK OF GREECE	140,809	7.57	1,065,924.13	
	NATIXIS	132,390	4.13	547,300.26	
	RAIFFEISEN BANK INTERNATIONA	7,562	44.13	333,711.06	
SOCIETE GENERALE	93,441	51.93	4,852,391.13		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ユーロ	UNICREDIT SPA	1,986,945	1.98	3,940,111.93	
	UNIONE DI BANCHE ITALIANE SCPA	89,425	7.84	701,539.12	
	CNP -CIE NATL A PORTEFEUILLE	4,407	41.76	184,036.32	
	CRITERIA CAIXACORP SA	127,576	5.09	650,382.44	
	DEUTSCHE BANK AG-REG	137,157	47.93	6,573,935.01	
	DEUTSCHE BOERSE AG	28,719	57.52	1,651,916.88	
	EURAZEO	4,400	55.05	242,220.00	
	EXOR SPA	10,273	23.12	237,511.76	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	11,883	68.20	810,420.60	
	ING GROEP NV-CVA	564,156	9.28	5,236,495.99	
	MEDIOBANCA SPA	69,751	7.89	550,684.14	
	POHJOLA BANK PLC	21,372	9.99	213,613.14	
	AEGON NV	230,110	5.63	1,295,519.30	
	AGEAS	329,026	2.42	797,559.02	
	ALLIANZ SE-REG	66,849	108.05	7,223,034.45	
	ASSICURAZIONI GENERALI SPA	171,968	16.79	2,887,342.72	
	AXA	252,947	15.52	3,925,737.44	
	CNP ASSURANCES	21,876	16.52	361,500.90	
	DELTA LLOYD NV	11,856	18.81	223,070.64	
	HANNOVER RUECKVERSICHERU-REG	9,151	43.29	396,146.79	
	MAPFRE SA	116,803	2.72	318,171.37	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	27,757	124.80	3,464,073.60	
	SAMPO OYJ-A SHS	61,865	23.04	1,425,369.60	
	SCOR SE	24,884	21.21	527,789.64	
	VIENNA INSURANCE GROUP AG	6,130	43.65	267,574.50	
	IMMOFINANZ AG	150,533	3.20	482,759.33	
	AMADEUS IT HOLDING SA-A SHS	29,664	14.85	440,510.40	
	ATOS ORIGIN	6,879	42.04	289,193.16	
	CAP GEMINI SA	21,691	42.74	927,181.79	
	DASSAULT SYSTEMS SA	8,721	56.35	491,428.35	
	INDRA SISTEMAS SA	14,466	14.39	208,165.74	
	SAP AG	126,396	44.24	5,591,759.04	
	UNITED INTERNET AG-REG SHARE	18,565	11.83	219,623.95	
	ALCATEL-LUCENT	341,402	3.66	1,249,531.32	
	NEOPOST SA	4,814	66.46	319,938.44	
	NOKIA OYJ	551,541	6.70	3,695,324.70	
	BELGACOM SA	22,403	27.20	609,361.60	
	DEUTSCHE TELEKOM AG (REGD)	417,506	10.01	4,179,235.06	
	ELISA CORPORATION-A SHS	20,190	16.73	337,778.70	
	FRANCE TELECOM SA	273,064	16.45	4,491,902.80	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	37,190	7.77	288,966.30	
	ILIAD SA	2,596	77.45	201,060.20	
	KONINKLIJKE KPN NV	231,608	11.77	2,726,026.16	
MOBISTAR SA	4,328	46.04	199,282.76		
PORTUGAL TELECOM SGPS SA (REGD)	85,823	8.46	726,491.69		
TELECOM ITALIA SPA	1,382,266	1.05	1,451,379.30		
TELECOM ITALIA-RNC	887,501	0.87	776,563.37		
TELEFONICA S. A.	604,949	18.47	11,173,408.03		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ユーロ	TELEKOM AUSTRIA AG	48,933	10.50	513,796.50	
	A2A SPA	177,895	1.14	204,401.35	
	ACCIONA S.A.	3,744	68.43	256,201.92	
	E.ON AG	265,229	24.76	6,567,070.04	
	EDP RENOVAVEIS SA	35,380	4.46	157,900.94	
	ELECTRICITE DE FRANCE	38,122	32.47	1,237,821.34	
	ENAGAS	26,370	15.79	416,514.15	
	ENEL GREEN POWER SPA	227,619	1.66	379,668.49	
	ENEL SPA	969,420	4.29	4,161,235.35	
	ENERGIAS DE PORTUGAL SA	277,162	2.87	795,732.10	
	FORTUM OYJ	65,418	21.98	1,437,887.64	
	GAS NATURAL SDG SA	47,514	12.75	605,803.50	
	GDF SUEZ	182,194	29.70	5,411,161.80	
	IBERDROLA RENOVABLES	124,421	2.74	340,913.54	
	IBERDROLA SA	594,464	6.42	3,820,025.66	
	PUBLIC POWER CORP	17,603	12.88	226,726.64	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	15,938	38.02	605,962.76	
	RWE AG	61,668	52.56	3,241,270.08	
	RWE AG-NON VTG PFD	5,919	50.47	298,731.93	
	SNAM RETE GAS	210,355	3.97	836,687.01	
	SUEZ ENVIRONNEMENT SA	39,667	15.82	627,531.94	
	TERNA SPA	191,870	3.34	640,845.80	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	51,275	24.19	1,240,342.25	
	VERBUND AG	10,333	28.71	296,660.43	
ASML HOLDING NV	63,518	32.71	2,077,991.37		
INFINEON TECHNOLOGIES AG	160,051	8.00	1,280,568.05		
STMICROELECTRONICS NV	93,850	9.44	885,944.00		
	ユーロ 小計	26,935,405	—	381,965,755.40 (43,440,965,361)	
英ポンド	AMEC PLC	48,758	11.40	555,841.20	
	BG GROUP PLC	498,093	14.67	7,307,024.31	
	BP PLC	2,767,438	4.93	13,643,469.34	
	CAIRN ENERGY PLC	206,067	4.22	869,602.74	
	ESSAR ENERGY PLC	50,411	5.18	261,128.98	
	PETROFAC LTD	38,187	14.44	551,420.28	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	522,190	21.89	11,430,739.10	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	397,027	21.84	8,673,054.81	
	TULLOW OIL PLC	130,693	13.76	1,798,335.68	
	ANGLO AMERICAN PLC	194,294	32.27	6,269,867.38	
	ANTOFAGASTA PLC	58,078	14.07	817,157.46	
	BHP BILLITON PLC	325,039	23.91	7,771,682.49	
	EURASIAN NATURAL RESOURCES	37,931	10.00	379,310.00	
	FRESNILLO PLC	26,407	15.07	397,953.49	
	JOHNSON MATTHEY PLC	31,617	19.32	610,840.44	
	KAZAKHMYS PLC	31,532	14.81	466,988.92	
	LONMIN PLC	24,558	18.53	455,059.74	
	RANDGOLD RESOURCES LTD	13,380	50.35	673,683.00	
REXAM PLC	133,060	3.75	499,507.24		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
英ポンド	RIO TINTO PLC	213,501	43.97	9,387,638.97	
	VEDANTA RESOURCES PLC	17,564	23.61	414,686.04	
	XSTRATA PLC	302,992	14.30	4,332,785.60	
	BAE SYSTEMS PLC	501,852	3.42	1,719,846.80	
	BALFOUR BEATTY PLC	106,123	3.57	378,965.23	
	BUNZL PLC	49,926	7.80	389,422.80	
	COBHAM PLC	175,146	2.23	391,626.45	
	INVENSYS PLC	119,010	3.45	410,584.50	
	ROLLS-ROYCE GROUP PLC	273,076	6.27	1,713,551.90	
	SMITHS GROUP PLC	57,574	13.78	793,369.72	
	WEIR GROUP PLC/THE	31,040	17.15	532,336.00	
	WOLSELEY PLC	41,886	21.44	898,035.84	
	AGGREKO PLC	39,514	14.55	574,928.70	
	BABCOCK INTL GROUP PLC	55,450	5.53	306,638.50	
	CAPITA GROUP PLC	90,316	6.77	611,890.90	
	EXPERIAN PLC	149,972	7.87	1,180,279.64	
	G4S PLC	207,747	2.68	556,761.96	
	INTERTEK GROUP PLC	24,196	17.96	434,560.16	
	SERCO GROUP PLC	74,797	5.45	408,017.63	
	FIRSTGROUP PLC	74,998	3.78	283,492.44	
	BURBERRY GROUP PLC	64,118	11.90	763,004.20	
	CARNIVAL PLC	26,453	29.07	768,988.71	
	COMPASS GROUP PLC	277,551	5.68	1,577,877.43	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	42,526	14.35	610,248.10	
	THOMAS COOK GROUP PLC	133,803	2.02	270,282.06	
	TUI TRABEL PLC	84,827	2.49	211,982.67	
	WHITBREAD PLC	25,944	18.43	478,147.92	
	BRITISH SKY BROADCASTING PLC	167,799	7.52	1,261,848.48	
	ITV PLC	560,651	0.86	484,122.13	
	PEARSON PLC	119,651	10.58	1,265,907.58	
	REED ELSEVIER PLC	178,838	5.64	1,008,646.32	
	WPP PLC	185,006	8.45	1,563,300.70	
	HOME RETAIL PLC	128,796	2.33	300,094.68	
	KINGFISHER PLC	347,852	2.63	915,894.31	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	233,126	3.57	833,425.45	
	NEXT PLC	27,002	20.05	541,390.10	
	MORRISON <WM.> SUPERMARKETS	313,039	2.85	892,161.15	
	SAINSBURY (J) PLC	178,565	3.84	685,689.60	
	TESCO PLC	1,182,070	4.10	4,846,487.00	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	52,468	10.55	553,537.40	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	294,076	24.66	7,253,384.54	
	DIAGEO PLC	369,007	12.00	4,428,084.00	
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	149,958	19.92	2,987,163.36	
	SABMILLER PLC	139,958	21.08	2,950,314.64	
	UNILEVER PLC	189,023	18.27	3,453,450.21	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	90,797	33.16	3,010,828.52	
SMITH & NEPHEW PLC	130,905	7.42	971,315.10		
ASTRAZENECA PLC	211,076	30.33	6,402,990.46		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
英ポンド	GLAXOSMITHKLINE PLC	764,773	12.00	9,177,276.00	
	SHIRE PLC	82,794	17.34	1,435,647.96	
	BARCLAYS PLC	1,685,522	3.29	5,554,637.75	
	HSBC HLDGS PLC	2,593,274	7.22	18,744,184.47	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	6,015,377	0.69	4,168,656.26	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	2,561,509	0.48	1,243,100.31	
	STANDARD CHARTERED PLC	343,535	16.64	5,716,422.40	
	3I GROUP PLC	142,933	3.17	453,097.61	
	ICAP PLC	82,604	5.43	448,539.72	
	INVESTEC PLC	71,201	4.79	341,337.59	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	23,068	9.19	211,994.92	
	MAN GROUP PLC	262,437	3.04	798,333.35	
	SCHRODERS PLC	17,149	17.60	301,822.40	
	ADMIRAL GROUP PLC	29,635	17.53	519,501.55	
	AVIVA PLC	413,203	4.70	1,942,880.50	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	863,922	1.20	1,041,026.01	
	OLD MUTUAL PLC	801,503	1.35	1,082,830.55	
	PRUDENTIAL PLC	373,965	7.30	2,731,814.32	
	RESOLUTION LTD	213,686	2.93	626,954.72	
	RSA INSURANCE GROUP PLC GRP	508,024	1.43	727,490.36	
	STANDARD LIFE PLC	332,836	2.43	809,789.98	
	AUTONOMY CORP PLC	33,051	16.85	556,909.35	
	SAGE GROUP PLC	193,884	2.88	558,967.57	
	BT GROUP PLC	1,142,793	1.85	2,118,738.22	
	CABLE & WIRELESS WORLDWIDE	410,631	0.75	308,178.56	
	INMARSAT PLC	64,445	6.92	445,959.40	
	VODAFONE GROUP PLC	7,768,429	1.81	14,115,235.49	
	CENTRICA PLC	758,846	3.44	2,617,259.85	
	INTERNATIONAL POWER PLC	224,424	3.44	773,140.68	
	NATIONAL GRID PLC	514,840	5.74	2,957,755.80	
	SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	135,954	12.11	1,646,402.94	
SEVERN TRENT PLC	34,912	14.71	513,555.52		
UNITED UTILITIES GROUP PLC	100,380	5.94	596,759.10		
ARM HOLDINGS PLC	194,215	6.20	1,204,133.00		
英ポンド 小計		43,806,079	—	226,932,987.41 (30,626,875,980)	
スイスフラン	TRANSOCEAN LTD	47,119	79.20	3,731,824.80	
	GIVAUDAN-REG	1,224	951.00	1,164,024.00	
	HOLCIM LTD-REG	36,129	71.15	2,570,578.35	
	SIKA AG-BR	311	2,075.00	645,325.00	
	SYNGENTA AG	13,933	311.90	4,345,702.70	
	ABB LTD	322,728	22.76	7,345,289.28	
	GEBERIT AG-REG	5,734	202.80	1,162,855.20	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	3,268	103.90	339,545.20	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	7,159	103.10	738,092.90	
	ADECCO SA-REG	18,119	64.40	1,166,863.60	
	SGS SA	807	1,610.00	1,299,270.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	7,953	129.10	1,026,732.30	

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
スイスフラン	CIE FINANC RICHEMONT-BR A	76,878	55.10	4,235,977.80	
	THE SWATCH GROUP AG-B	4,542	410.20	1,863,128.40	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	6,717	74.25	498,737.25	
	ARYZTA AG	12,444	42.80	532,603.20	
	LINDT & SPRUENGLI AG-PC	139	2,620.00	364,180.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG-REG	17	28,150.00	478,550.00	
	NESTLE SA-REGISTERD	510,310	52.25	26,663,697.50	
	SONOVA HOLDING AG	6,754	122.00	823,988.00	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,248	232.90	290,659.20	
	SYNTHESES INC	8,743	130.70	1,142,710.10	
	ACTELION LTD-REG	15,018	52.70	791,448.60	
	LONZA GROUP AG-REG	7,248	81.70	592,161.60	
	NOVARTIS AG-REG SHS	310,767	54.30	16,874,648.10	
	ROCHE HLDGS AG GENUSSCHINE	103,471	138.40	14,320,386.40	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	165,898	44.99	7,463,751.02	
	GAM HOLDING LTD	30,432	17.30	526,473.60	
	JULIUS BAER GROUP LTD	30,432	43.10	1,311,619.20	
	PARGESA HOLDING SA-BR	4,101	90.40	370,730.40	
	UBS AG REG	535,975	18.93	10,146,006.75	
	BALOISE HOLDING AG-REG	7,588	102.30	776,252.40	
	REINSURANCE (REGD)	51,866	59.25	3,073,060.50	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	4,625	160.20	740,925.00	
	ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	21,449	274.50	5,887,750.50	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	28,161	18.22	513,093.42		
SWISSCOM AG (REG)	3,434	415.10	1,425,453.40		
スイスフラン 小計		2,412,741	—	127,244,095.67 (11,188,573,332)	
スウェーデン クローナ	BOLIDEN AB	40,282	132.20	5,325,280.40	
	HOLMEN AB-B SHARES	8,171	229.40	1,874,427.40	
	SSAB AB-A SHARES	27,402	100.00	2,740,200.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	84,424	107.40	9,067,137.60	
	ALFA LAVAL AB	49,725	129.70	6,449,332.50	
	ASSA ABLOY AB B	45,961	180.50	8,295,960.50	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	98,898	155.50	15,378,639.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	57,470	139.30	8,005,571.00	
	HEXAGON AB-B SHS	38,499	136.40	5,251,263.60	
	SANDVIK AB	148,505	118.00	17,523,590.00	
	SCANIA AB-B SHS	47,129	135.90	6,404,831.10	
	SKANSKA AB-B SHS	58,810	128.10	7,533,561.00	
	SKF AB-B SHS	57,404	165.40	9,494,621.60	
	VOLVO AB-B SHS	202,987	108.00	21,922,596.00	
	SECURITAS AB-B SHS	47,516	73.05	3,471,043.80	
	ELECTROLUX AB-SER B	35,330	160.30	5,663,399.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	62,431	53.50	3,340,058.50	
	MODERN TIMES GROUP-B SHS	7,663	419.30	3,213,095.90	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	150,585	209.20	31,502,382.00	
	SWEDISH MATCH AB	34,021	190.70	6,487,804.70	
GETINGE AB-B SHS	30,372	146.70	4,455,572.40		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
スウェーデン クローナ	NORDEA BANK AB	476,295	72.40	34,483,758.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANK-A	207,734	57.55	11,955,091.70	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	72,074	210.70	15,185,991.80	
	SWEDBANK AB - A SHARES	105,190	102.50	10,781,975.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	18,212	109.40	1,992,392.80	
	INVESTOR AB-B SHS	67,082	146.00	9,793,972.00	
	KINNEVIK INVESTMENT AB-B	31,969	143.50	4,587,551.50	
	RATOS AB-B SHS	15,445	243.80	3,765,491.00	
	ERICSSON(L.M.) TEL CLASS B	443,535	80.00	35,482,800.00	
	MILLICOM INTL CELLULAR-SDR	11,201	580.00	6,496,580.00	
	TELE2 AB -B SHS	46,389	145.00	6,726,405.00	
TELIASONERA AB	330,668	53.95	17,839,538.60		
スウェーデンクローナ 小計		3,159,379	—	342,491,915.40 (4,452,394,900)	
ノルウェー クローネ	AKER SOLUTIONS ASA	24,947	117.80	2,938,756.60	
	SEADRILL LTD	40,804	208.10	8,491,312.40	
	STATOIL ASA	164,364	139.70	22,961,650.80	
	SUBSEA 7 SA	41,446	138.50	5,740,271.00	
	NORSK HYDRO ASA	131,317	46.76	6,140,382.92	
	YARA INTERNATIONAL ASA	27,913	304.20	8,491,134.60	
	ORKLA ASA	113,653	52.25	5,938,369.25	
	DNB NOR ASA	143,930	85.10	12,248,443.00	
	TELENOR ASA	122,084	90.95	11,103,539.80	
	RENEWABLE ENERGY CORP AS	79,321	21.55	1,709,367.55	
ノルウェークローネ 小計		889,779	—	85,763,227.92 (1,255,573,656)	
デンマーク クローネ	NOVOZYMES A/S-B SHARES	6,792	759.50	5,158,524.00	
	VESTAS WIND SYSTEM AS	30,001	168.60	5,058,168.60	
	A P MOLLER - MAERSK A/S - A	81	51,150.00	4,143,150.00	
	A P MOLLER MAERSK A/S	195	52,850.00	10,305,750.00	
	DSV A/S	30,803	116.50	3,588,549.50	
	CARLSBERG AS-B	15,755	561.50	8,846,432.50	
	COLOPLAST-B	3,523	772.00	2,719,756.00	
	WILLIAM DEMANT HOLDING	3,438	462.00	1,588,356.00	
	NOVO NORDISK AS-B	61,655	683.00	42,110,365.00	
	DANSKE BANK AS	66,896	123.50	8,261,656.00	
TRYG A/S	4,132	295.00	1,218,940.00		
デンマーククローネ 小計		223,271	—	92,999,647.60 (1,419,174,622)	
オーストラリ アドル	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	20,885	14.32	299,073.20	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	129,826	16.91	2,195,357.66	
	PALADIN ENERGY LTD	100,516	5.08	510,621.28	
	SANTOS	122,616	14.27	1,749,730.32	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	91,917	42.74	3,928,532.58	
	WORLEYPARSONS LTD	28,222	29.19	823,800.18	
	ALUMINA LTD	359,382	2.53	909,236.46	
	AMCOR LTD	179,957	6.72	1,209,311.04	
BHP BILLITON LTD	494,605	46.56	23,028,808.80		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
オーストラリア ドル	BLUESCOPE STEEL LIMITED	276,682	2.37	655,736.34	
	BORAL LIMITED	111,209	5.59	621,658.31	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	183,070	6.88	1,259,521.60	
	INCITEC PIVOT LTD	239,873	4.47	1,072,232.31	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	66,076	6.63	438,083.88	
	MACARTHUR COAL LTD	20,232	12.36	250,067.52	
	NEWCREST MINING LIMITED	112,591	39.02	4,393,300.82	
	ONESTEEL LIMITED	202,062	3.01	608,206.62	
	ORICA LIMITED	53,329	26.72	1,424,950.88	
	OZ MINERALS LTD	459,698	1.71	786,083.58	
	RIO TINTO LTD	64,177	87.61	5,622,546.97	
	SIMS METAL MANAGEMENT LTD	24,752	19.34	478,703.68	
	CSR LTD	78,121	3.57	278,891.97	
	LEIGHTON HOLDINGS LIMITED	19,929	31.37	625,172.73	
	BRAMBLES LTD	209,501	7.33	1,535,642.33	
	ASCIANO LTD	430,944	1.71	739,068.96	
	MAP GROUP	61,192	3.14	192,142.88	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	171,707	2.54	436,135.78	
	QR NATIONAL LTD	251,547	3.10	779,795.70	
	TOLL HOLDINGS LIMITED	101,325	6.29	637,334.25	
	TRANSURBAN GROUP	191,041	5.26	1,004,875.66	
	BILLABONG INTERNATIONAL LTD	32,290	8.51	274,787.90	
	CROWN LTD	66,589	8.70	579,324.30	
	TABCORP HOLDINGS LIMITED	97,005	7.58	735,297.90	
	TATTS GROUP LTD	198,320	2.47	489,850.40	
	FAIRFAX MEDIA LTD	321,210	1.40	449,694.00	
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	86,173	3.03	261,104.19	
	METCASH LTD	116,398	4.14	481,887.72	
	WESFARMERS LTD	148,038	33.92	5,021,448.96	
	WESFARMERS LTD-PPP	22,372	34.24	766,017.28	
	WOOLWORTHS LIMITED	181,329	26.96	4,888,629.84	
	COCA-COLA AMATIL LIMITED	83,353	11.56	963,560.68	
	FOSTER'S GROUP LTD	284,306	5.74	1,631,916.44	
	GOODMAN FIELDER LTD	214,651	1.24	267,240.49	
	COCHLEAR LIMITED	8,586	78.72	675,889.92	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	20,321	17.48	355,211.08	
	SONIC HEALTHCARE LTD	54,346	11.80	641,282.80	
	CSL LIMITED	80,983	35.86	2,904,050.38	
	AUST AND NZ BANKING GROUP LTD	376,940	24.89	9,382,036.60	
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK LTD	56,460	9.80	553,308.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	228,106	54.20	12,363,345.20	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	314,175	26.41	8,297,361.75	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	440,232	24.21	10,658,016.72	
	ASX LTD	25,564	38.80	991,883.20	
	MACQUARIE GROUP LTD	50,899	39.33	2,001,857.67	
	AMP LIMITED	305,144	5.60	1,708,806.40	
	AXA ASIA PACIFIC HOLDINGS	152,217	6.46	983,321.82	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	306,186	3.73	1,142,073.78		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
オーストラリアドル	QBE INSURANCE GROUP LTD	152,441	19.04	2,902,476.64	
	SUNCORP GROUP LTD	188,718	8.73	1,647,508.14	
	LEND LEASE GROUP	79,129	8.99	711,369.71	
	COMPUTERSHARE LTD	65,469	9.66	632,430.54	
	TELSTRA CORPORATION LTD	641,397	2.96	1,898,535.12	
	AGL ENERGY LTD	66,286	14.75	977,718.50	
	SP AUSNET	223,739	0.88	198,009.01	
オーストラリアドル 小計		10,546,356	—	136,931,877.37 (11,529,664,074)	
ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LTD	90,023	8.39	755,292.97	
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	144,797	2.26	327,241.22	
	SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP	87,272	3.29	287,124.88	
	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	291,459	2.25	655,782.75	
	CONTACT ENERGY LIMITED	50,808	6.25	317,550.00	
ニュージーランドドル 小計		664,359	—	2,342,991.82 (148,287,952)	
香港ドル	MONGOLIA ENERGY CO LTD	509,000	1.86	946,740.00	
	HUTCHISON WHAMPOA LTD	314,000	93.00	29,202,000.00	
	NWS HOLDINGS LTD	208,500	12.66	2,639,610.00	
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	180,000	19.58	3,524,400.00	
	MTR CORPORATION	219,000	28.35	6,208,650.00	
	ORIENT OVERSEAS INTL LTD	35,000	73.85	2,584,750.00	
	YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	113,000	26.05	2,943,650.00	
	SANDS CHINA LTD	355,600	19.00	6,756,400.00	
	SHANGRI-LA ASIA LTD	202,000	19.48	3,934,960.00	
	SJM HOLDINGS LTD	244,000	12.06	2,942,640.00	
	WYNN MACAU LTD	236,400	21.00	4,964,400.00	
	ESPRIT HOLDINGS LTD	170,778	40.95	6,993,359.10	
	LI & FUNG LTD	338,200	48.15	16,284,330.00	
	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	89,500	19.10	1,709,450.00	
	BANK OF EAST ASIA LIMITED	224,820	32.85	7,385,337.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	545,000	24.20	13,189,000.00	
	HANG SENG BANK LTD	112,700	124.00	13,974,800.00	
	WING HANG BANK LIMITED	27,000	99.40	2,683,800.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	150,900	170.80	25,773,720.00	
	AIA GROUP LTD	1,153,000	21.80	25,135,400.00	
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	205,000	121.40	24,887,000.00	
	HANG LUNG GROUP LTD	122,000	47.45	5,788,900.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	362,000	33.20	12,018,400.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	159,585	49.95	7,971,270.75	
	HOPEWELL HOLDINGS	91,500	24.55	2,246,325.00	
	HYSAN DEVELOPMENT CO	96,000	35.45	3,403,200.00	
	KERRY PROPERTIES LTD	106,000	38.80	4,112,800.00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	376,000	14.12	5,309,120.00	
	SINO LAND CO	394,000	14.34	5,649,960.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	209,000	124.80	26,083,200.00	
	SWIRE PACIFIC CL A	113,500	114.20	12,961,700.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	203,000	54.75	11,114,250.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
香港ドル	WHELOCK & CO LTD	139,000	29.45	4,093,550.00	
	FOXCONN INTERNATIONAL HLDGS	346,000	5.58	1,930,680.00	
	PCCW LTD	622,000	3.54	2,201,880.00	
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	72,000	37.25	2,682,000.00	
	CLP HOLDINGS LTD	283,500	62.85	17,817,975.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	635,067	17.40	11,050,165.80	
	HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	204,500	50.85	10,398,825.00	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	30,000	108.00	3,240,000.00	
香港ドル 小計		10,198,050	—	354,738,597.65 (3,788,608,222)	
シンガポール ドル	COSCO CORP SINGAPORE LTD	158,000	2.14	338,120.00	
	FRASER & NEAVE LTD	144,500	6.03	871,335.00	
	KEPPEL CORP LTD	189,000	11.72	2,215,080.00	
	NOBLE GROUP LTD	456,145	2.14	976,150.30	
	SEMBCORP INDUSTRIES LIMITED	145,000	5.00	725,000.00	
	SEMBCORP MARINE LTD	126,400	5.33	673,712.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	254,000	3.28	833,120.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	222,000	1.90	421,800.00	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	286,000	1.55	443,300.00	
	NEPTUNE ORIENT LINES LTD	140,000	2.17	303,800.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	79,600	14.26	1,135,096.00	
	GENTING SINGAPORE PLC	896,400	2.01	1,801,764.00	
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	226,250	3.92	886,900.00	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	16,000	34.12	545,920.00	
	OLAM INTERNATIONAL LTD	178,800	2.95	527,460.00	
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	983,720	0.65	639,418.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	283,000	5.47	1,548,010.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	254,000	14.60	3,708,400.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	364,000	9.41	3,425,240.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	181,000	18.80	3,402,800.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	127,000	8.34	1,059,180.00	
	CAPITALAND LIMITED	377,000	3.39	1,278,030.00	
	CAPITAMALLS ASIA LTD	217,000	1.87	405,790.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	83,000	11.06	917,980.00	
	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES L	233,000	1.94	452,020.00	
	KEPPEL LAND LTD	114,000	4.24	483,360.00	
UOL GROUP LTD	75,400	4.52	340,808.00		
SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,173,880	2.95	3,462,946.00		
STARHUB LTD	100,000	2.59	259,000.00		
シンガポールドル 小計		8,084,095	—	34,081,539.30 (2,222,797,993)	
イスラエル シェケル	ISRAEL CHEMICALS LTD	65,293	63.23	4,128,476.39	
	ISRAEL CORP LTD	351	4,520.00	1,586,520.00	
	MAKHTESHIM-AGAN INDUSTRIES	38,049	18.43	701,243.07	
	DELEK GROUP LTD	633	869.40	550,330.20	
	ELBIT SYSTEMS LTD	3,688	189.00	697,032.00	
	TEVA PHARMACEUTICAL IND LTD	137,830	188.80	26,022,304.00	
	BANK HAPOALIM BM	146,031	17.50	2,555,542.50	

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
イスラエル シェケル	BANK LEUMI LE-ISRAEL	173,615	17.61	3,057,360.15	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	85,808	7.64	656,087.96	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	19,485	38.35	747,249.75	
	NICE SYSTEMS LTD	9,832	127.00	1,248,664.00	
	BEZEQ ISRAELI TELECOM CORP	264,074	10.25	2,706,758.50	
	CELLCOM ISRAEL LTD	7,867	114.50	900,771.50	
	PARTNER COMMUNICATIONS CO	13,522	70.40	951,948.80	
イスラエルシェケル 小計		966,078	—	46,510,288.82 (1,069,271,539)	
合計		161,554,377	—	281,821,250.920 (281,821,250,920)	

B. 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	シンガポール ドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	232,000	468,640.00	
		CAPITAMALL TRUST	338,600	619,638.00	
	シンガポールドル 小計		570,600	1,088,278.00 (70,977,491)	
投資信託受益証券 合計			570,600	70,977,491 (70,977,491)	
投資証券	米ドル	AMB PROPERTY CORP	24,800	877,920.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	12,629	1,465,848.03	
		BOSTON PROPERTIES INC	20,600	1,956,794.00	
		DUKE REALTY CORP	39,000	530,790.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	41,800	2,258,454.00	
		FED REALTY INVS TRUST	9,400	766,946.00	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	63,797	1,005,440.72	
		HCP INC	53,700	1,997,103.00	
		HEALTH CARE REIT INC	20,200	1,015,050.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	97,681	1,846,170.90	
		KIMCO REALTY CORP	59,800	1,123,642.00	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	17,300	591,314.00	
		MACERICH CO	19,200	945,984.00	
		PLUM CREEK TIMBER CO	23,900	1,016,467.00	
		PROLOGIS	77,600	1,231,512.00	
		PUBLIC STORAGE INC	21,300	2,378,145.00	
		REGENCY CENTERS CORP	12,500	548,750.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	43,165	4,659,230.10	
	VENTAS INC	23,200	1,307,552.00		
	VORNADO REALTY TRUST	24,249	2,178,287.67		
	米ドル 小計		705,821	29,701,400.42 (2,467,889,360)	
カナダドル	CRESCENT POINT ENERGY CORP	33,500	1,483,045.00		
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	18,400	440,496.00		
カナダドル 小計		51,900	1,923,541.00 (162,116,035)		
ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	1,605,584	0.00		
	CORIO NV	8,712	427,759.20		

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考	
投資証券	ユーロ	FONCIERE DES REGIONS	3,781	293,670.27		
		GECINA SA	2,767	256,030.51		
		ICADE	3,597	291,536.85		
		KLEPIERRE	14,670	418,168.35		
		UNIBAIL	13,468	1,944,105.80		
	ユーロ 小計			1,652,579	3,631,270.98 (412,984,448)	
	英ポンド	BRITISH LAND CO PLC	129,502	729,743.77		
		CAPITAL SHOPPING CENTRES GROUP PLC	74,735	288,776.04		
		HAMMERSON PLC	107,372	480,489.70		
		LAND SECURITIES GROUP PLC	112,502	837,577.39		
		SEGRO PLC	114,718	373,636.52		
	英ポンド 小計			538,829	2,710,223.42 (365,771,752)	
	オーストラリアドル	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	282,061	521,812.85		
		DEXUS PROPERTY GROUP	712,671	634,277.19		
		GOODMAN GROUP	938,109	642,604.66		
		GPT GROUP	259,611	820,370.76		
		MIRVAC GROUP	517,823	662,813.44		
		STOCKLAND	350,964	1,337,172.84		
		WESTFIELD GROUP	322,885	3,186,874.95		
		WESTFIELD RETAIL TRUST	425,148	1,143,648.12		
	オーストラリアドル 小計			3,809,272	8,949,574.81 (753,554,199)	
	香港ドル	LINK REIT	327,000	8,093,250.00		
	香港ドル 小計			327,000	8,093,250.00 (86,435,910)	
投資証券 合計			7,085,401	4,248,751,704 (4,248,751,704)		
合計			—	4,319,729,195 (4,319,729,195)		

(注) 有価証券明細表注記

1. 通貨ごとの小計の欄における () 内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。() 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (注1)	組入投資信託 受益証券 時価比率 (注2)	組入投資証券 時価比率 (注3)	有価証券の 合計金額に 対する比率
米ドル	592	98.4%	—	1.6%	54.7%
カナダドル	100	99.0%	—	1.0%	5.9%
ユーロ	270	99.1%	—	0.9%	15.3%
英ポンド	106	98.8%	—	1.2%	10.8%
スイスフラン	37	100.0%	—	—	3.9%
スウェーデンクローナ	33	100.0%	—	—	1.6%
ノルウェークローネ	10	100.0%	—	—	0.4%

デンマーククローネ	11	100.0%	—	—	0.5%
オーストラリアドル	72	93.9%	—	6.1%	4.3%
ニュージーランドドル	5	100.0%	—	—	0.1%
香港ドル	41	97.8%	—	2.2%	1.4%
シンガポールドル	31	96.9%	3.1%	—	0.8%
イスラエルシェケル	14	100.0%	—	—	0.4%
合計	1,322	98.5%	0.0%	1.5%	100.0%

(注1) 組入株式時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する株式の比率であります。

(注2) 組入投資信託受益証券時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する投資信託受益証券の比率であります。

(注3) 組入投資証券時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する投資証券の比率であります。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引関係）に記載したとおりであります。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成23年3月31日

I 資産総額	4,835,648,791 円
II 負債総額	6,770,971 円
III 純資産総額 (I - II)	4,828,877,820 円
IV 発行済口数	5,041,886,583 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.9578 円
1万口当たり純資産額	9,578 円

<参考>

マザーファンドの現況 (平成23年3月31日)

純資産額計算書

(中央三井外国株式マザーファンド)

I 資産総額	283,896,993,962 円
II 負債総額	209,112,592 円
III 純資産総額 (I - II)	283,687,881,370 円
IV 発行済口数	270,834,150,040 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.0475 円
1万口当たり純資産額	10,475 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 投資信託受益証券の名義書換等
委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。
- (2) 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限
該当事項はありません。
- (4) 振替受益権に関する記載
当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。
 - ① 受益証券の不発行
委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ② 受益権の譲渡
 - A. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - B. 上記A. の申請のある場合には、上記A. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記A. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。
 - C. 上記A. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 - ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。
 - ④ 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
 - ⑤ 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

⑥ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：3億円

会社の発行可能株式総数：16,000株

発行済株式総数：5,050株

平成11年7月1日に中信投資顧問株式会社と合併し、資本金を2億円から2億5,250万円に、発行済株式総数を4,000株から5,050株に変更しています。

また、平成12年6月30日に資本準備金を資本金に繰入れし、資本金を2億5,250万円から3億円に増資いたしました。(新株発行はしない無償増資。)

(2) 委託会社の機構

会社が取締役3名以上、監査役1名以上をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとします。また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

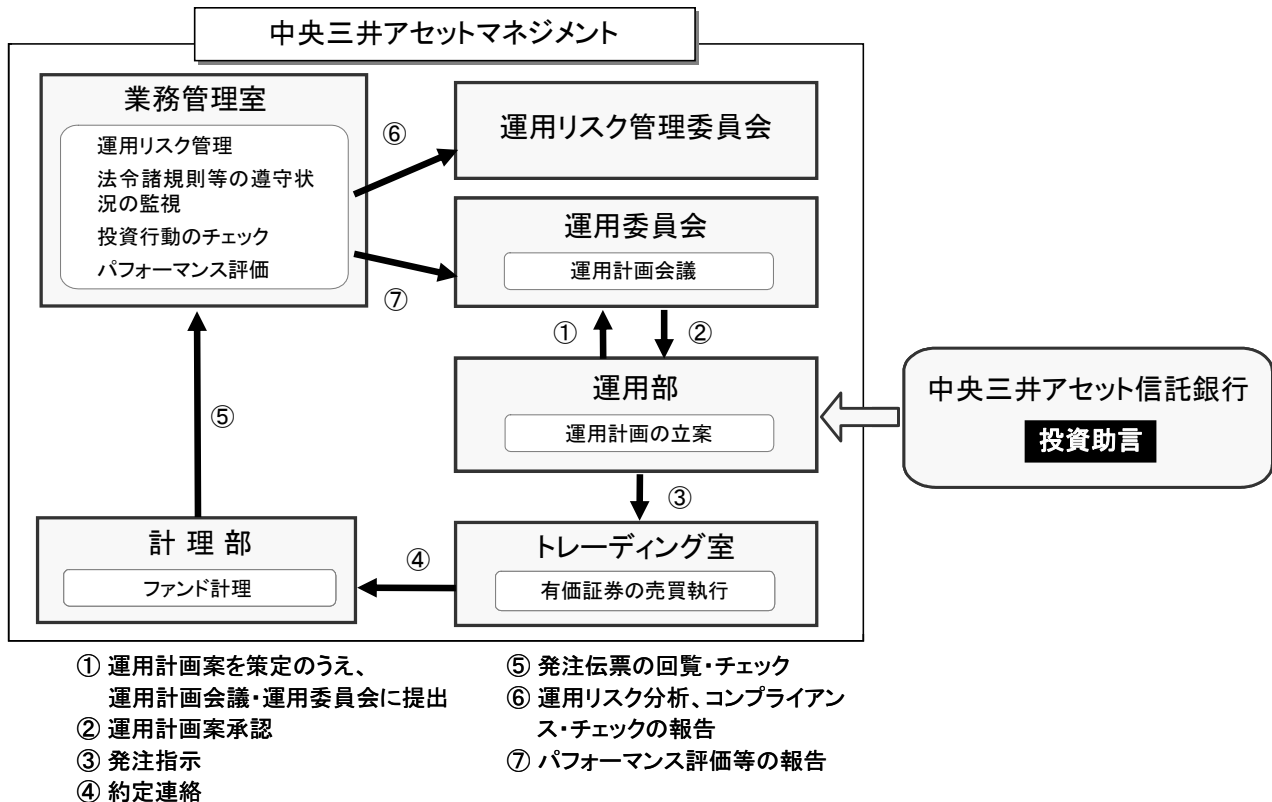
取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長にさしつかえがあるときは、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が順位に従い、その職務を代行します。

取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の経路を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

なお、委託会社の意思決定機構は以下のとおりです。



上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

平成23年3月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている公募の証券投資信託は次のとおりです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	70	575,850
追加型公社債投資信託	—	—
単位型株式投資信託	10	16,206
単位型公社債投資信託	—	—
合計	80	592,057

なお私募を含めた証券投資信託（マザーファンドを除きます。）の純資産総額の合計は、平成23年3月31日現在、2兆3,411億円です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」（以下「業府令」といいます。）に基づいて作成しております。

ただし、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則及び業府令に基づいて作成しており、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則及び業府令に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び業府令に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表及び第25期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査及び中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅 則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平木 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月10日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅 則

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平木 達 也

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

科目	第23期 平成21年3月31日		第24期 平成22年3月31日	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金・預金	1,464,505		1,823,012	
2. 前払費用	130,306		92,464	
3. 未収委託者報酬	972,672		1,023,412	
4. 未収収益	170		102	
5. 繰延税金資産	29,168		30,247	
6. その他	5,391		4,463	
流動資産 計	2,602,216	87.5	2,973,703	88.9
II 固定資産				
1. 有形固定資産※1				
(1) 建物	29,232		24,815	
(2) 器具備品	54,113		36,727	
有形固定資産 計	83,346	2.8	61,543	1.8
2. 無形固定資産				
(1) ソフトウェア	100,593		114,197	
(2) 電話加入権	1,847		1,847	
(3) 電話施設利用権	78		57	
無形固定資産 計	102,518	3.5	116,102	3.5
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券	65,000		74,897	
(2) 長期貸付金	42,388		39,988	
(3) 長期差入保証金	87,326		88,736	
(4) 長期前払費用	7,457		4,915	
(5) 会員権	25,000		25,000	
(6) 貸倒引当金	△42,388		△39,988	
投資その他の資産 計	184,784	6.2	193,549	5.8
固定資産 計	370,648	12.5	371,195	11.1
資産合計	2,972,864	100.0	3,344,898	100.0

科目	第23期 平成21年3月31日		第24期 平成22年3月31日		
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 預り金		3,008		3,792	
2. 未払金					
(1) 未払手数料	316,013		327,341		
(2) その他未払金	71,990	388,004	56,890	384,231	
3. 未払費用		246,794		279,266	
4. 未払法人税等		103,823		114,387	
5. 賞与引当金		45,488		46,407	
流動負債 計		787,118	26.5	828,085	24.8
II 固定負債					
1. 退職給付引当金		16,535		22,905	
2. 役員退職慰労引当金		22,100		31,800	
固定負債 計		38,635	1.3	54,705	1.6
負債合計		825,754	27.8	882,791	26.4
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		300,000	10.1	300,000	9.0
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		50,000		50,000	
資本剰余金 計		50,000	1.7	50,000	1.5
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		25,401		25,401	
(2) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,771,709		2,086,808	
利益剰余金 計		1,797,110	60.4	2,112,210	63.1
株主資本計		2,147,110	72.2	2,462,210	73.6
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		—		△103	
評価・換算差額等計		—	—	△103	△0.0
純資産合計		2,147,110	72.2	2,462,107	73.6
負債・純資産合計		2,972,864	100.0	3,344,898	100.0

(2) 【損益計算書】

科目	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)		第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	
	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益				
1. 委託者報酬		11,250,556		9,668,856
2. その他営業収益				
(1) 投資顧問料	7,937	7,937		—
営業収益 計		11,258,493		9,668,856
II 営業費用				
1. 支払手数料		4,424,596		3,855,512
2. 広告宣伝費		305,210		89,996
3. 受益証券発行費		250		—
4. 調査費				
(1) 調査費	229,875		234,896	
(2) 委託調査費	3,355,436	3,585,312	2,921,144	3,156,040
5. 営業雑経費				
(1) 通信費	15,143		14,562	
(2) 印刷費	284,199		192,040	
(3) 協会費	13,436		11,699	
(4) 諸会費	317	313,096	389	218,692
営業費用 計		8,628,465		7,320,241
III 一般管理費				
1. 給料				
(1) 役員報酬	50,723		57,119	
(2) 給料・手当	561,245		609,618	
(3) 賞与	130,680	742,649	132,613	799,351
2. 福利厚生費		191,032		211,448
3. 交際費		2,300		1,056
4. 寄付金		300		—
5. 旅費交通費		27,150		20,394
6. 租税公課		11,916		11,448
7. 不動産賃借料		109,171		112,953
8. 退職給付費用		6,212		6,497
9. 役員退職慰労引当金繰入		16,350		12,900
10. 賞与引当金繰入		45,488		46,407
11. 減価償却費		61,317		56,560
12. 諸経費		507,792		520,606
一般管理費 計		1,721,681		1,799,626
営業利益		908,346		548,988

科目	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)		第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)			
	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)		
IV 営業外収益						
1. 受取配当金	7,549		3,000			
2. 受取利息	1,965		1,101			
3. 雑収入	3,884		333			
営業外収益 計	13,398	0.1	4,435	0.0		
V 営業外費用						
1. 雑損失※1	391		5,057			
営業外費用 計	391	0.0	5,057	0.0		
経常利益		921,353	8.2		548,366	5.7
VI 特別利益						
1. 投資有価証券売却益	—		2,918			
2. 貸倒引当金戻入	2,400		2,400			
特別利益 計	2,400	0.0	5,318	0.0		
VII 特別損失						
1. 投資有価証券売却損	—		17			
2. 統合関連費用※1	—		9,577			
特別損失 計	—	0.0	9,594	0.1		
税引前当期純利益		923,753	8.2		544,090	5.6
法人税、住民税及び事業税	376,581		230,069			
法人税等調整額	7,972	384,553	3.4	△1,078	228,991	2.3
当期純利益		539,200	4.8		315,099	3.3

(3) 【株主資本等変動計算書】

		第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
株主資本		(単位：千円)	(単位：千円)
資本金	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	50,000	50,000
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	25,401	25,401
	当期変動額	—	—
	当期末残高	25,401	25,401
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	1,382,999	1,771,709
	当期変動額	剰余金の配当 △150,490 当期純利益 539,200	— 315,099
	当期末残高	1,771,709	2,086,808
利益剰余金合計	前期末残高	1,408,400	1,797,110
	当期変動額	388,710	315,099
	当期末残高	1,797,110	2,112,210
株主資本合計	前期末残高	1,758,400	2,147,110
	当期変動額	388,710	315,099
	当期末残高	2,147,110	2,462,210
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高	—	—
	当期変動額 (純額)	—	△103
	当期末残高	—	△103
評価・換算差額等合計	前期末残高	—	—
	当期変動額	—	△103
	当期末残高	—	△103
純資産合計	前期末残高	1,758,400	2,147,110
	当期変動額	388,710	314,996
	当期末残高	2,147,110	2,462,107

重要な会計方針

項目	期別 第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産	<p>定率法を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。</p>	同左
(2) 無形固定資産	<p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。</p>	同左
3. 引当金の計上基準		
(1) 貸倒引当金	<p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	同左
(2) 賞与引当金	<p>従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。</p>	同左
(3) 退職給付引当金	<p>従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による期末退職給付債務相当額を計上しております。</p>	同左
(4) 役員退職慰労引当金	<p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。</p>	同左
4. その他財務諸表作成の基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。</p>	同左

注記事項

1. 貸借対照表関係

項目	期別	第23期 (平成21年3月31日)	第24期 (平成22年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物	23,636千円	28,053千円
	器具備品	161,247千円	177,074千円

2. 損益計算書関係

第23期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)
—	※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 雑損失(臨時経営指導料) 4,490千円 統合関連費用 9,577千円

3. 株主資本等変動計算書関係

項目	期別	第23期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)					
1. 発行済株式に関する事項		株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
		普通株式(株)	5,050	—	—	5,050	
2. 自己株式に関する事項		該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項		該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項		(1) 配当金支払額					
		決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
		平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日
		(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					

項目	期別	第24期 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)				
1. 発行済株式に関する事項		株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
		普通株式(株)	5,050	—	—	5,050
2. 自己株式に関する事項		該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項		該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項		(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
		(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。				

4. リース取引関係

第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少額なため、注記を省略しております。	同左

5. 金融商品関係

第24期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、投資信託委託業務を中心とする投資運用業を行っており、事業を行うために主に現金・預金や未収委託者報酬などの資産を有し、未払金などの負債を負っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は自己資本で賄っております。

投資運用業に伴う未収委託者報酬・未払金は運用資産額変動の影響を受けますが、定期的なモニタリング及び資金繰計画の作成により管理しております。

投資有価証券については、定期的な時価の把握及び社内での報告体制を敷いております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	1,823,012	1,823,012	—
(2) 未収委託者報酬	1,023,412	1,023,412	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	9,897	9,897	—
(4) 未払金	(384,231)	(384,231)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内容	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	65,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

6. 有価証券関係

第23期 (平成21年3月31日)	第24期 (平成22年3月31日)																
<p>1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。</p>	<p>1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">9,897</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> <td style="text-align: right;">△103</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">9,897</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> <td style="text-align: right;">△103</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額		千円	千円	千円	その他	9,897	10,000	△103	計	9,897	10,000	△103
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額														
	千円	千円	千円														
その他	9,897	10,000	△103														
計	9,897	10,000	△103														
<p>2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。</p>	<p>2. 当事業年度中に売却したその他有価証券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>売却額</th> <th>売却益の合計額</th> <th>売却損の合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">64,901</td> <td style="text-align: right;">2,918</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">64,901</td> <td style="text-align: right;">2,918</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> </tbody> </table>	区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額		千円	千円	千円	その他	64,901	2,918	17	計	64,901	2,918	17
区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額														
	千円	千円	千円														
その他	64,901	2,918	17														
計	64,901	2,918	17														
<p>3. 時価評価されていない有価証券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>貸借対照表計上額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他有価証券 非上場株式</td> <td style="text-align: right;">65,000</td> </tr> </tbody> </table>	内容	貸借対照表計上額 (千円)	その他有価証券 非上場株式	65,000	<p>3. 時価評価されていない有価証券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>貸借対照表計上額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他有価証券 非上場株式</td> <td style="text-align: right;">65,000</td> </tr> </tbody> </table>	内容	貸借対照表計上額 (千円)	その他有価証券 非上場株式	65,000								
内容	貸借対照表計上額 (千円)																
その他有価証券 非上場株式	65,000																
内容	貸借対照表計上額 (千円)																
その他有価証券 非上場株式	65,000																
<p>4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。</p>	<p>4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。</p>																

7. デリバティブ関係

第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

8. 退職給付関係

第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)																																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△16,535千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△16,535千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項 （平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">6,212千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">6,212千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。</td> </tr> </table>	退職給付債務	△16,535千円	退職給付引当金	△16,535千円	<hr/>		（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。		勤務費用	6,212千円	退職給付費用	6,212千円	<hr/>		（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。		<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△22,905千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△22,905千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項 （平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">6,497千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">6,497千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。</td> </tr> </table>	退職給付債務	△22,905千円	退職給付引当金	△22,905千円	<hr/>		（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。		勤務費用	6,497千円	退職給付費用	6,497千円	<hr/>		（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。	
退職給付債務	△16,535千円																																
退職給付引当金	△16,535千円																																
<hr/>																																	
（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。																																	
勤務費用	6,212千円																																
退職給付費用	6,212千円																																
<hr/>																																	
（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。																																	
退職給付債務	△22,905千円																																
退職給付引当金	△22,905千円																																
<hr/>																																	
（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。																																	
勤務費用	6,497千円																																
退職給付費用	6,497千円																																
<hr/>																																	
（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。																																	

9. 税効果会計関係

第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">17,247千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">18,509千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">8,540千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">18,609千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">62,906千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△33,738千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">29,168千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	17,247千円	賞与引当金繰入超過額	18,509千円	未払事業税	8,540千円	その他	18,609千円	<hr/>		繰延税金資産小計	62,906千円	評価性引当額	△33,738千円	<hr/>		繰延税金資産合計	29,168千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">16,271千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">18,883千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">9,168千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">25,501千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">69,823千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△39,576千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">30,247千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 同左</p>	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	16,271千円	賞与引当金繰入超過額	18,883千円	未払事業税	9,168千円	その他	25,501千円	<hr/>		繰延税金資産小計	69,823千円	評価性引当額	△39,576千円	<hr/>		繰延税金資産合計	30,247千円
繰延税金資産																																									
貸倒引当金繰入超過額	17,247千円																																								
賞与引当金繰入超過額	18,509千円																																								
未払事業税	8,540千円																																								
その他	18,609千円																																								
<hr/>																																									
繰延税金資産小計	62,906千円																																								
評価性引当額	△33,738千円																																								
<hr/>																																									
繰延税金資産合計	29,168千円																																								
繰延税金資産																																									
貸倒引当金繰入超過額	16,271千円																																								
賞与引当金繰入超過額	18,883千円																																								
未払事業税	9,168千円																																								
その他	25,501千円																																								
<hr/>																																									
繰延税金資産小計	69,823千円																																								
評価性引当額	△39,576千円																																								
<hr/>																																									
繰延税金資産合計	30,247千円																																								

10. 関連当事者との取引関係

I 第23期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払 (注1) 支払代行手数料	4,171,346	未払手数料	295,661
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託 投資顧問	支払投資顧問料 (注1) 調査費(支払投資顧問料) 建物の賃借 (注2)	3,306,819 -	未払費用 前払費用 長期差入保証金	210,392 86,162 70,411
同一の親会社を持つ会社	中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都目黒区	200	情報処理サービス業	該当なし	システムの管理・開発委託	ソフトウェアの購入(注2) ソフトウェア	35,207	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

Ⅱ 第24期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

1. 関連当事者との取引

当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払(注1) 支払代手数料	3,600,680	未払手数料	300,655
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託 投資顧問	支払投資顧問料(注1) 調査費(支払投資顧問料) 建物の賃借(注2)	2,778,495 -	未払費用 前払費用 長期差入保証金	235,031 49,803 71,548
同一の親会社を持つ会社	中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都目黒区	200	情報処理サービス業	該当なし	システムの管理・開発委託	ソフトウェアの購入(注2) ソフトウェア	45,122	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報

項目	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
1. 1株当たり純資産額	425,170円41銭	487,545円94銭
2. 1株当たり当期純利益	106,772円29銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	62,395円92銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
当期純利益(千円)	539,200	315,099
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	539,200	315,099
普通株式の期中平均株式数(株)	5,050	5,050

12. 重要な後発事象

第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
該当事項はありません。	同左

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月14日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅 則 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平木 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(4) 中間貸借対照表

科目	第25期中間会計期間末 平成22年9月30日	
	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金・預金	2,092,721	
2. 前払費用	79,040	
3. 未収委託者報酬	937,874	
4. 未収収益	71	
5. 繰延税金資産	30,996	
6. その他	1,005	
流動資産 計	3,141,709	91.4
II 固定資産		
1. 有形固定資産※1		
(1) 建物	27,226	
(2) 器具備品	31,028	
有形固定資産 計	58,254	1.7
2. 無形固定資産		
(1) ソフトウェア	96,321	
(2) 電話加入権	1,847	
(3) 電話施設利用権	47	
無形固定資産 計	98,216	2.8
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券	21,396	
(2) 長期貸付金	38,788	
(3) 長期差入保証金	90,141	
(4) 長期前払費用	3,693	
(5) 会員権	25,000	
(6) 貸倒引当金	△38,788	
投資その他の資産 計	140,231	4.1
固定資産 計	296,702	8.6
資産合計	3,438,412	100.0

科目	第25期中間会計期間末 平成22年9月30日	
	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 預り金		3,214
2. 未払金		
(1) 未払手数料	286,519	
(2) その他未払金※2	64,725	351,245
3. 未払費用		263,402
4. 未払法人税等		85,017
5. 賞与引当金		50,173
流動負債 計		753,053
		21.9
II 固定負債		
1. 退職給付引当金		24,146
2. 役員退職慰労引当金		11,200
3. 繰延税金負債		1,820
4. 資産除去債務		5,845
固定負債 計		43,012
		1.3
負債合計		796,066
		23.2
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金		300,000
2. 資本剰余金		
(1) 資本準備金		50,000
資本剰余金 計		50,000
		1.5
3. 利益剰余金		
(1) 利益準備金		25,401
(2) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,266,828
利益剰余金 計		2,292,229
		66.6
株主資本 計		2,642,229
		76.8
II 評価・換算差額等		
1. その他有価証券評価差額金		116
評価・換算差額等 計		116
		0.0
純資産合計		2,642,345
		76.8
負債・純資産合計		3,438,412
		100.0

(5) 中間損益計算書

科目	第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)		
	金額 (千円)		百分比 (%)
I 営業収益			
1. 委託者報酬		4,537,380	
営業収益 計		4,537,380	100.0
II 営業費用			
1. 支払手数料		1,722,765	
2. 広告宣伝費		33,117	
3. 調査費			
(1) 調査費	113,987		
(2) 委託調査費	1,440,031	1,554,018	
4. 営業雑経費			
(1) 通信費	7,229		
(2) 印刷費	90,988		
(3) 協会費	5,834		
(4) 諸会費	421	104,474	
営業費用 計		3,414,375	75.2
III 一般管理費			
1. 給料			
(1) 役員報酬	30,635		
(2) 給料・手当	313,561		
(3) 賞与	54,599	398,796	
2. 福利厚生費		116,630	
3. 交際費		351	
4. 旅費交通費		10,589	
5. 租税公課		7,645	
6. 不動産賃借料		58,030	
7. 退職給付費用		3,707	
8. 役員退職慰労引当金繰入		5,500	
9. 賞与引当金繰入		50,173	
10. 減価償却費※1		26,064	
11. 諸経費		265,740	
一般管理費 計		943,229	20.8
営業利益		179,775	4.0

科目	第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)		
	金額 (千円)		百分比 (%)
IV 営業外収益			
1. 受取配当金		63,400	
2. 受取利息		471	
3. 雑収入		2,553	
営業外収益 計		66,425	1.4
V 営業外費用			
1. 雑損失		63	
営業外費用 計		63	0.0
経常利益		246,137	5.4
VI 特別利益			
1. 投資有価証券売却益		67,188	
2. 貸倒引当金戻入		1,200	
特別利益 計		68,388	1.5
VII 特別損失			
1. 投資有価証券売却損		339	
2. 固定資産除却損		980	
3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		1,449	
4. 統合関連費用		36,460	
特別損失 計		39,230	0.8
税引前中間純利益		275,296	6.1
法人税、住民税及び事業税	94,285		
法人税等調整額	991	95,276	2.1
中間純利益		180,019	4.0

(6) 中間株主資本等変動計算書

第25期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	300,000
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	300,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	50,000
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	50,000
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	25,401
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	25,401
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	2,086,808
	中間会計期間中の変動額	中間純利益 180,019
	中間会計期間末残高	2,266,828
利益剰余金合計	前期末残高	2,112,210
	中間会計期間中の変動額	180,019
	中間会計期間末残高	2,292,229
株主資本合計	前期末残高	2,462,210
	中間会計期間中の変動額	180,019
	中間会計期間末残高	2,642,229
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△103
	中間会計期間中の変動額（純額）	219
	中間会計期間末残高	116
評価・換算差額等合計	前期末残高	△103
	中間会計期間中の変動額	219
	中間会計期間末残高	116
純資産合計	前期末残高	2,462,107
	中間会計期間中の変動額	180,238
	中間会計期間末残高	2,642,345

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>(2) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)を耐用年数としております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による中間期末退職給付債務相当額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当中間期末要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

項目	第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
「資産除去債務に関する会計基準」等の適用	当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ118千円、税引前中間純利益は1,567千円減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第25期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 30,559千円 器具備品 136,425千円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
※1. 減価償却実施額	有形固定資産 8,178千円 無形固定資産 17,886千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

項目	第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)				
	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
1. 発行済株式に関する事項	普通株式(株)	5,050	—	—	5,050
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。				

リース取引関係

第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
当社はリース取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

金融商品関係

第25期中間会計期間
(平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	中間貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	2,092,721	2,092,721	—
(2) 未収委託者報酬	937,874	937,874	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	11,396	11,396	—
(4) 未払金	(351,245)	(351,245)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内 容	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

有価証券関係

第25期中間会計期間末 (平成22年9月30日)			
1. その他有価証券 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
投資信託受益証券	11,396	11,200	196
計	11,396	11,200	196
非上場株式(中間貸借対照表計上額 10,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			

デリバティブ関係

第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

資産除去債務関係

第25期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
	千円
前事業年度末残高(注)	5,776
時の経過による調整額	69
当中間会計期間末残高	<u>5,845</u>
(注) 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。	

セグメント情報等

第25期中間会計期間
(平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

(セグメント情報)

当社は、投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
中央三井高金利ソブリンオープン	721,448千円
中央三井VAバランスファンド (株25/100)	597,316千円

(注) 当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」

(企業会計基準第17号 最終改正平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 株当たり情報

第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	
1株当たり純資産額	523,236円82銭
1株当たり中間純利益	35,647円44銭
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益算定上の基礎は以下のとおりであります。

第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	
中間純利益 (千円)	180,019
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	180,019
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,050

重要な後発事象

第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	
該当事項はありません。	

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。（金融商品取引法第42条の2第1号）

(2) 運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。（金融商品取引法第42条の2第2号）

(3) 通常の見取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の見取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）及び（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）及び（5）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。（金融商品取引法第44条の3第1項第1号）

(4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。（金融商品取引法第44条の3第1項第3号）

(5) その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記（3）及び（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。（金融商品取引法第44条の3第1項第4号）

5 【その他】

(1) 定款の変更

当会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生しておりません。

追加型証券投資信託

中央三井外国株式インデックスファンド

約 款

中央三井アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
中央三井外国株式インデックスファンド

運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国を除く世界の主要国の株式に投資する中央三井外国株式マザーファンドを主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- ① 株式への実質投資は、わが国を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ指数（円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 株式の実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、エクスポージャーの調整等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。
- ④ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

3. 投資制限

- ① 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への

実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利息・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額については、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
中央三井外国株式インデックスファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、中央三井アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の信託期間は、信託契約締結日から第51条第8項、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項、第56条第2項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については200億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関のうち、委託者の指定する者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資約款に従う契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づき、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所が休業日の場合には、第1項による受益権の取得

の申込みを受付けないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、お申込み金額（「お申込み受付日の翌営業日の基準価額（当初募集期間中は1口当たり1円）×取得口数」に申込手数料および申込手数料に対する消費税等相当額を加えた総額をいいます。）に応じて、2.0%の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率をお申込み受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。申込手数料および申込手数料に対する消費税等相当額はお申込み金額の中から差し引きます。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る手数料額は、お申込み金額に応じて、次に定める率を1口につき1円に乗じて得た額とします。

当該お申込み金額が

1億円未満の場合	2.0%
1億円以上の場合	無手数料

- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項の規定にかかわらず、前項に該当する場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所所有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）および外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場所有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。）をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第12条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付）

第13条 削除

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第14条 削除

（受益証券の再交付の費用）

第15条 削除

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - A. 有価証券
 - B. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
 - C. 金銭債権（上記A、Bおよび下記Dに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - D. 約束手形（上記Aに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - A. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として中央三井アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「中央三井外国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券
9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証券（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益

証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出し

た価額で評価するものとします。

- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売り)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売りつけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図することができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れの一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第32条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第34条 削除

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年2月22日から翌年2月21日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了の日とします。

(信託財産に関する報告)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、第44条第1項で規定する信託財産から収受する信託報酬中より委託者が支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の80の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資等)

第46条 別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

- ② 販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載ま

たは記録されている受益者（第1項の収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、第1項の収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 第51条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から当該受益権に係る受益者に支払います。
- ④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第47条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑤ 前項および前条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額（ただし、第12条第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また前項および前条第4項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(償還金の時効)

第48条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第47条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(受益証券の混蔵保管)

第50条 削除

(一部解約)

第51条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日より前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実なこの信託の受益証券をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.20%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所が休業日の場合には第1項による一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合は、受託者と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第52条の規定を準用するものとします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第52条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第51条第8項および本条第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第54条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第55条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取り請求権)

第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の再交付）から第15条（受益

証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年2月22日

委託者 中央三井アセットマネジメント株式会社

受託者 中央三井信託銀行株式会社